

瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画に基づく関係府県の施策

新規・終了の別	H21年 末	施策名	担当部局名
<u>1水質汚濁の防止</u>			
<u>(1)水質総量規制制度等の実施</u>			
	No1	水質総量規制の取り組み	奈良県
	No2	水質総量規制の取り組み	和歌山県
	No3	総量削減計画の取組	山口県
<u>(ア)生活排水対策</u>			
	No4	「大阪府生活排水処理実施計画」の推進	大阪府
	No5	「大阪府生活排水排水対策推進月間」を中心とした啓発の実施	大阪府
	No6	水質汚濁の防止	奈良県
	No7	生活排水浄化対策	広島県
	No8	山口県汚水処理施設整備構想の取組	山口県
	No9	全県域生活排水処理構想推進事業	香川県
	No10	第二次愛媛県全県域下水道化基本構想	愛媛県
	No11	生活排水対策研修会・庁内連絡会議	愛媛県
	No12	合併処理浄化槽設置整備事業	愛媛県
	No13	水質総量規制の取り組み	福岡県
<u>(イ)産業排水対策</u>			
	No14	めっき工場巡回技術指導	京都府
	No15	総量規制基準が適用されない事業場に対する施策	大阪府
	No16	公害防止協定の締結等	広島県
	No17	地球にやさしい環境づくり融資制度(公害防止施設整備資金融資制度)の概要	山口県
	No18	汚濁負荷量削減の取組み	香川県
	No19	環境保全資金融資制度	愛媛県
	No20	水質総量規制の取り組み	福岡県
	No21	県制度資金(環境保全対策資金)	大分県
<u>(ウ)その他負荷源対策</u>			
終了	No22	大阪府畜産経営環境整備事業	大阪府
終了	No23	さわやか畜産確立対策	兵庫県
	No24	水質汚濁の防止	奈良県
	No25	水質総量規制の取り組み	奈良県
	No26	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく総合的指導	岡山県
	No27	養殖業、農業、畜産関連の水質汚濁防止対策	広島県
	No28	農業排水に関する取組	山口県

	No29	家畜排せつ物の適正管理と利用の促進を図るための山口県計画に関する取組	山口県
	No30	環境保全農業推進事業	徳島県
	No31	水産施策の概要	香川県
	No32	持続性の高い農業生産方式の推進	香川県
	No33	家畜排せつ物処理施設の整備推進	香川県
	No34	有機農業推進事業	愛媛県
	No35	環境に優しい農業生産活動推進事業	愛媛県
	No36	漁場改善計画の取り組み	大分県
	No37	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」及び「大分県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」の活用	大分県
	No38	環境保全型畜産確立対策推進事業	大分県
	<u>(エ)河川等の直接浄化を推進</u>		
終了	No39	淀川水系寝屋川流域 水環境改善緊急行動計画、大和川流域 水環境改善緊急行動計画	大阪府
	No40	瀬戸内海再生事業	兵庫県
	No41	河川浄化施設の整備	奈良県
	No42	河川の直接浄化の取り組み	広島県
	No43	環境創造センター事業	愛媛県
	No44	微生物活用水質浄化施設整備事業	愛媛県
終了	No45	微生物活用生活排水対策事業(～H17)	愛媛県
終了	No46	水質浄化システム開発共同研究(ポケットエコパーク)(～H15)	愛媛県
	No47	明神川における水質浄化実証試験	愛媛県
終了	No48	環境技術実証モデル事業(H17～H18)	愛媛県
	No49	市民参加による洞海湾の環境修復体験学習	福岡県
	No50	河川再生事業	大分県
	<u>(オ)その他施策の推進</u>		
	No51	赤潮監視による漁業被害の防止	兵庫県
	No52	総合技術研究所における研究開発	広島県
	No53	富栄養化防止対策の取り組み	香川県
	No54	赤潮研究事業	香川県
	No55	総合的な富栄養化対策の推進	香川県
	No56	漁場環境モニタリング調査指導事業	愛媛県
	No57	赤潮被害の未然防止	福岡県
	No58	赤潮被害の未然防止	大分県
	<u>(2)有害化学物質等の規制及び把握等</u>		
	No59	総量規制基準が適用されない事業場に対する施策	大阪府
	No60	ダイオキシン類防止対策	和歌山県
新規	No61	PCB適正保管指導	和歌山県
	No62	ダイオキシン類等有害化学物質共同研究事業	愛媛県

No63 有害化学物質対策推進事業 大分県

(3)油等による汚染の防止

No64 異常水質時の対応 大阪府

No65 大阪湾における大規模油等流出事故等の環境保全にかかる通報連絡体制の整備 大阪府

No66 大阪湾大規模油等流出事故対策研修会の開催 大阪府

No67 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく規制の徹底と監視強化 和歌山県

No68 県有防災資機材の整備 和歌山県

No69 事故による海洋汚染の未然防止 広島県

No70 排出油防除体制の整備 広島県

No71 石油コンビナート等災害対策及び流出油事故対策 広島県

No72 広島県水質事故対策要領に基づく対応 広島県

No73 防災活動等の適切な運営の促進 山口県

No74 排出油防除体制の整備 山口県

No75 水質汚濁事故時の連絡措置体制の整備充実 香川県

No76 香川県石油コンビナート等防災計画について 香川県

No77 漁業公害対策事業 香川県

No78 石油コンビナート等防災対策費 愛媛県

No79 油流出災害対応の強化 福岡県

(4)その他の措置

No80 大阪湾環境保全協議会の運営 大阪府

No81 香川県環境保全施設整備資金融資制度 香川県

No82 水質汚濁監視指導(うち水質汚濁防止法に基づく監視指導) 愛媛県

No83 水質汚濁監視指導(うち小規模・未規制事業場に対する排水処理指導) 愛媛県

No84 水質汚濁監視指導(うち公共用水域の水質の常時監視) 愛媛県

2自然景観の保全

(1)自然公園等の保全

No85 緑豊かな地域環境の形成に関する条例の推進 兵庫県

No86 県立自然公園の見直し概要 和歌山県

No87 自然公園等の保全・管理 広島県

No88 自然公園等の保全 香川県

No89 公園事業等の推進 福岡県

(2)緑地等の保全

No90 里山ふれあい森づくり(ミニ里山公園型) 兵庫県

No91 里山ふれあい森づくり(住民参画型) 兵庫県

No92 岩石採取認可業務 和歌山県

No93 沿岸地域及び島しょにおける緑地の確保 広島県

No94 緑地環境保全地域の指定等 広島県

No95 森林病虫害の防除 広島県

	No96	山口県自然環境保全条例の概要	山口県
	No97	沿岸都市地域における緑地の確保に関する取組	山口県
	No98	マリンピア沖洲第二期事業	徳島県
	No99	沿岸都市地域における緑地の確保	香川県
	No100	松くい虫の防除	香川県
	No101	造林事業補助	香川県
	No102	治山事業、森林整備事業	香川県
	No103	「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」の概要	香川県
	No104	新しい愛媛県林政計画(平成12年6月28日策定)	愛媛県
	No105	都市公園整備事業	福岡県
	No106	苅田港の整備	福岡県
終了	No107	自然公園パートナーシップ事業	福岡県
	No108	福岡県環境保全に関する条例	福岡県
	No109	採石法に基づく岩石採取計画の認可	福岡県
	No110	スポーツ公園整備事業	大分県
	No111	松くい虫防除事業	大分県
	<u>(3)史跡、名勝、天然記念物等の保全</u>		
	No112	文化財の保存と活用	兵庫県
	No113	広島県指定文化財保護の取り組み	広島県
	No114	史跡、名勝、天然記念物等の保全の取組	山口県
	No115	史跡、名勝、天然記念物等の保全	香川県
	No116	文化財保護指導員活動費	愛媛県
	No117	文化財保護事業の推進	福岡県
	<u>(4)散乱ごみ、油等の除去</u>		
	No118	漁港区域清掃事業	大阪府
	No119	大阪湾クリーン作戦等への参画	大阪府
	No120	ひょうごアドプト	兵庫県
	No121	クリーンアップひょうごキャンペーンの実施	兵庫県
終了	No122	沈廃船処理及び清港活動について	広島県
	No123	クリーン太田川	広島県
	No124	NPOと協働で実施している瀬戸内海の環境保全のための事業	徳島県
	No125	海岸清掃の取組み	香川県
	No126	清掃船を活用した浮遊ごみの回収	大分県
	<u>(5)その他の措置</u>		
終了	No127	景観資源発掘調査の実施	兵庫県
	No128	景観形成地区等指定調査の実施	兵庫県
	No129	景観の形成等に関する条例の施行(景観影響評価制度)	兵庫県

No130	総合的な景観形成の推進	広島県
No131	環境影響評価制度の実効性の確保	広島県
No132	水域の適正利用・放置艇対策・廃船リサイクルの推進	広島県
No133	河川における放置艇対策事業	広島県
No134	自然景観の保全	福岡県

3浅海域の保全等

(1)藻場及び干潟等の保全等

No135	環境・生態系保全活動支援調査・実証事業	大阪府
No136	藻場、干潟の保全の取組	山口県
No137	徳島小松島港赤石地区整備事業	徳島県
No138	藻場・干潟の保全	香川県
No139	藻場づくり活動推進事業	愛媛県
No140	水産資源保護対策事業	大分県

(2)自然海浜の保全等

No141	りんくうタウン緩傾斜護岸の清掃	大阪府
No142	自然海浜保全地区の清掃	大阪府
No143	県内一斉クリーンアップ大作戦の実施	兵庫県
No144	自然海浜保全地区の指定等	広島県
No145	自然海浜の保全の取組	山口県
No146	養浜等による海浜環境の整備の概要	山口県
No147	海水浴場実態調査	愛媛県
No148	自然環境保全行政費(うち自然海浜保全地区管理指導事務)	愛媛県
No149	海岸環境整備事業	愛媛県
No150	漁場環境保全事業	愛媛県
No151	自然海浜保全地区清掃美化	福岡県

4海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

No152	普通海域管理業務(普通海域における海砂利採取の規制及び禁止)	岡山県
No153	海砂利採取にかかる海域環境フォローアップ調査	広島県
No154	海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮の取組	山口県
No155	海砂利採取の禁止及び海砂代替材料の調査検討	愛媛県
No156	砂利採石法に基づく砂利採取業者の登録	福岡県
No157	大分県海砂利採取計画認可要綱	大分県

5埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

No158	埋立てに当たっての環境保全に対する配慮	広島県
No159	埋立に当たっての環境保全に対する配慮の取組	山口県
No160	マリンピア沖洲第二期事業	徳島県
No161	徳島飛行場拡張整備事業及び徳島空港周辺整備事業	徳島県
No162	環境影響評価	香川県

	No163	環境影響評価制度(環境アセスメント)	愛媛県
	No164	埋立に当たっての環境保全に対する配慮	福岡県
	No165	埋立に当たっての環境保全に係る代償措置	福岡県
	No166	環境影響評価指導事業	大分県
<u>6廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保</u>			
	No167	廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の取り組み	奈良県
	No168	廃棄物の処理施設の整備及び廃棄物の不法投棄等の監視	奈良県
	No169	廃棄物の処分地の確保	奈良県
終了	No170	市町村が実施するダイオキシン対策のための施設整備事業に対する県費補助	和歌山県
	No171	排出事業者、処理業者に対する監視指導	和歌山県
	No172	リサイクル製品の利用促進	和歌山県
	No173	ごみ減量化推進対策事業	岡山県
	No174	岡山エコタウン推進事業	岡山県
	No175	循環型社会形成推進事業	岡山県
	No176	公共関与臨海部新処分場建設推進事業	岡山県
	No177	びんごエコタウン構想の推進	広島県
	No178	産業廃棄物の適正処理の推進	広島県
終了	No179	広島県廃棄物処理計画の策定等	広島県
	No180	最終処分場の整備	広島県
終了	No181	廃棄物対策事業	広島県
	No182	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の取組	山口県
	No183	産業廃棄物不法投棄未然防止対策	愛媛県
	No184	愛媛県廃棄物処理計画(平成18年度～22年度)	愛媛県
	No185	産業廃棄物の発生抑制等の促進(紙産業資源循環推進支援事業)	愛媛県
	No186	環境ビジネスの振興(環境産業振興事業、資源循環技術等研究開発事業)	愛媛県
	No187	ごみ減量化の推進	福岡県
終了	No188	ごみ減量化の推進	福岡県
	No189	ごみ減量化の推進	福岡県
	No190	容器包装廃棄物の分別収集	福岡県
	No191	地域における古紙集団資源回収の支援	福岡県
	No192	生ごみコンポスト化容器・電気式ごみ処理機購入助成制度	福岡県
	No193	全市共通ノーレジ袋ポイント事業の実施	福岡県
	No194	3R推進交付金(循環型社会形成推進交付金)制度	大分県
<u>7健全な水循環機能の維持・回復</u>			
	No195	緑の公共事業アクションプラン	京都府
終了	No196	築いそ事業	大阪府
	No197	おおさかレインボウぷろじえくと!	大阪府

	No198	ひょうご水ビジョンの推進(水資源対策の総合的推進)	兵庫県
	No199	水源林造成事業及び農地・水・環境保全向上対策	広島県
	No200	多自然型川づくり	広島県
	No201	藻場・干潟の保全	香川県
	No202	地下水の保全と有効活用	香川県
	No203	水源の森づくり・県植樹祭	香川県
	No204	節水・水循環の促進	香川県
	No205	水の循環利用	香川県
	No206	下水処理水の再利用の取り組み	香川県
	No207	森林環境税(H17.4～)の導入	愛媛県
	No208	各種河川改修事業	福岡県
	No209	築いそ事業	福岡県
	No210	水の循環利用	福岡県
	<u>8失われた良好な環境の回復</u>		
新規	No211	豊かな海づくり推進事業	大阪府
	No212	播磨灘西部沿岸域における里海づくり	兵庫県
	No213	養浜等による海浜環境の整備	岡山県
	No214	藻場・干潟の保全	香川県
	No215	観音寺港海岸侵食対策事業(有明地区)	香川県
	<u>9島しょ部の環境の保全</u>		
	No216	自然公園等の保全・管理	広島県
	No217	直島町の下水道整備の取り組み	香川県
	No218	豊島廃棄物等処理事業	香川県
	No219	漁業集落排水の整備	香川県
	No220	愛媛県離島振興計画	愛媛県
	<u>10下水道等の整備の促進</u>		
	No221	合併処理浄化槽の整備促進	大阪府
終了	No222	漁業集落環境整備事業による排水施設整備	大阪府
	No223	し尿処理施設等の整備促進及び維持管理	大阪府
	No224	農業集落における生活排水処理施設の整備	奈良県
	No225	公共下水道建設事業費補助制度	岡山県
	No226	生活排水対策推進事業	広島県
	No227	生活排水に係る汚泥負荷量の削減	広島県
	No228	廃棄物対策事業	広島県
	No229	漁業集落排水の整備	香川県
	No230	下水道整備の取り組み	香川県
	No231	生活排水処理施設の整備促進	香川県

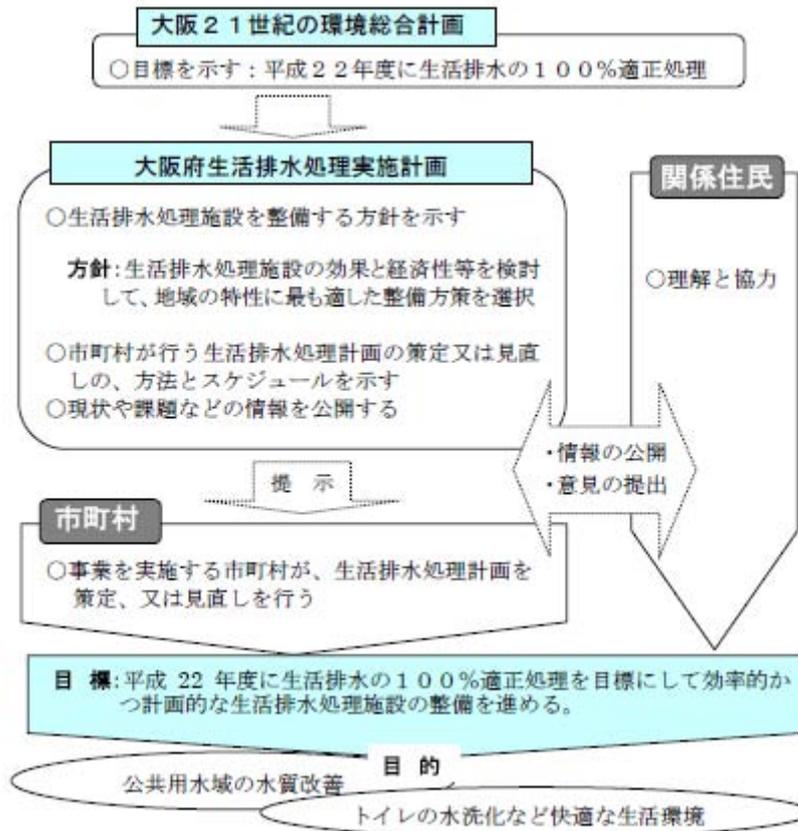
	No232	合流式下水道緊急改善計画	愛媛県
	No233	農業集落排水資源循環統合補助事業	愛媛県
	No234	下水道の整備促進	福岡県
	No235	浄化槽(合併処理浄化槽)の普及促進	福岡県
	No236	下水道県過疎代行事業	大分県
	No237	生活排水処理施設整備推進事業	大分県
	<u>11海底及び河床の汚泥の除去等</u>		
新規	No238	淀川水系寝屋川流域 水環境改善緊急行動計画、ダイオキシン類により汚染された底質の浄化対策外	大阪府
	No239	豊かな海づくり推進事業②	大阪府
	No240	河川の浚渫事業	兵庫県
	<u>12水質等の監視測定</u>		
	No241	監視体制の整備	大阪府
	No242	発生源水質連続測定データの監視	広島県
	No243	伊方原発温排水影響調査費	愛媛県
	<u>13環境保全に関する調査研究及び技術の開発等</u>		
終了	No244	公共用水域水質等環境データベース及び環境GIS情報提供システムの公開	大阪府
	No245	漁場環境調査ほか	大阪府
	No246	県立農林水産技術総合センターにおける環境保全に関する調査研究、技術開発	兵庫県
終了	No247	環境保全に関する調査研究	奈良県
	No248	水質情報管理システムの運用	広島県
終了	No249	水産海洋技術センター整備事業	広島県
	No250	試験研究機関における調査・研究	広島県
	No251	環境関連産業の創出(環境保全技術の開発)	広島県
	No252	指標生物を用いた水環境モニタリング	広島県
	No253	調査・試験・研究等の推進(環境保健研究センター)	香川県
	No254	新技術の研究・開発と試験研究体制の整備(水産試験場)	香川県
	No255	環境保全に関する調査研究(畜産試験場)	香川県
	No256	環境ホルモンの生物影響に関する研究事業費	愛媛県
	No257	環境研究能力強化事業	愛媛県
	<u>14環境保全思想の普及及び住民参加の推進</u>		
終了	No258	緑の公共事業アクションプラン	京都府
	No259	NPOとの協働の推進	大阪府
	No260	県内一斉クリーンアップ大作戦の実施	兵庫県
	No261	ひょうごボランティア基金「行政・NPO協働事業助成」	兵庫県
	No262	ひょうごの森・川・海再生プランの推進	兵庫県
	No263	漁業者の森づくりの推進	兵庫県
	No264	瀬戸内海に対する環境保全思想の普及及び住民参加の推進(1)	奈良県
	No265	瀬戸内海に対する環境保全思想の普及及び住民参加の推進(2)	奈良県

	No266	環境調整事業・わかやま環境保全活動・学習推進事業	和歌山県
	No267	環境保全活動・環境学習機会の充実及び取組の普及拡大	広島県
	No268	広島県せとうち海援隊支援事業	広島県
	No269	環境保全思想の普及及び住民参加の推進の取組	山口県
	No270	行政、大学、公益法人等との連携による環境保全対策の推進	香川県
終了	No271	エコライフかがわ推進事業	香川県
	No272	河川を美しくする運動補助事業	香川県
	No273	公共土木施設愛護事業	愛媛県
	No274	NPOとの協働の推進	福岡県
	No275	NPO提案活用事業	福岡県
	No276	環境保全普及啓発事業	福岡県
	No277	洞海湾環境改善プロジェクト 市民参加による洞海湾の環境修復体験教室	福岡県
	No278	環境リーダー養成講座	福岡県
	No279	平成21年度「環境の日」及び「環境月間」行事について	大分県
	<u>15環境教育・環境学習の推進</u>		
	No280	環境教育・環境学習の推進	大阪府
終了	No281	「ちぬの海・大阪湾を知ろう！」(海遊館との共同開催)	大阪府
	No282	大阪湾セミナー	大阪府
終了	No283	豊かな海づくり推進事業	大阪府
	No284	環境教育・環境学習の推進	大阪府
終了	No285	環境教育・環境学習の推進	大阪府
新規	No286	大阪府環境活動補助金	大阪府
	No287	県立いえしま自然体験センターの運営	兵庫県
	No288	環境学習の推進	兵庫県
	No289	社会基盤学習	兵庫県
	No290	環境教育、環境学習の推進(1)	奈良県
	No291	環境教育、環境学習の推進(2)	奈良県
	No292	環境調整事業・わかやま環境保全活動・学習推進事業	和歌山県
	No293	環境学習指導者の養成支援及び環境学習プログラムの作成	広島県
	No294	教員研修	広島県
終了	No295	自然公園等施設整備事業	広島県
	No296	広島県河川道路美化活動保険制度(ラブリバー制度)	広島県
	No297	環境教育・環境学習の推進の取組	山口県
	No298	環境教育・環境学習支援事業	香川県
	No299	情報・資機材の提供などによる環境保全活動の支援	香川県
	No300	愛媛県環境マイスター派遣事業	愛媛県
	No301	体験型環境教育イベント開催事業	愛媛県

	No302	環境教育リーダー研修基礎講座	愛媛県
	No303	愛と心のネットワークモデル事業	愛媛県
	No304	「森はともだち」推進事業(H18～)	愛媛県
	No305	四国ジュニア環境教育推進事業	愛媛県
新規	No306	環境教育推進事業	愛媛県
	No307	環境教育・環境学習の推進	福岡県
	No308	環境リーダー養成講座	福岡県
	No309	環境教育・環境学習の推進	福岡県
	No310	環境教育・環境学習の推進	福岡県
新規	No311	環境教育環境学習の推進	福岡県
	No312	環境教育・学習の推進	大分県
<u>16情報提供、広報の充実</u>			
	No313	公共用水域水質測定結果の速報値の公開	大阪府
	No314	生活排水対策のための普及啓発及び県費補助	兵庫県
	No315	循環型社会形成推進事業	岡山県
終了	No316	広島県環境部HP「エコひろしま」による情報提供	広島県
	No317	環境情報の提供	香川県
	No318	環境情報発信事業	愛媛県
	No319	インターネットによる公共用水域水質測定結果の公開	福岡県
<u>17広域的な連携の強化等</u>			
終了	No320	瀬戸内海広域連携推進事業	広島県
	No321	健やかな流域づくり事業(黒瀬川モデル)	広島県
	No321	クリーン太田川	広島県
	No322	広域的な連携の強化の取組	山口県
	No323	広域的な連携の強化の取組み	香川県
	No324	香の川創生事業	香川県
	No325	環境情報発信事業(うち瀬戸内海環境保全知事・市長会議・(社)瀬戸内海環境保全協会)	愛媛県

No	3																																	
該当箇所	第3-1-(1)-(7)																																	
該当箇所本文	<p>山口県の瀬戸内海区域における環境基準の維持達成等の水質の汚濁の防止及び赤潮の発生その他の富栄養化による生活環境に係る被害の発生の防止を図るため、水質総量規制制度等に基づき、今後も引き続き生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対策等を推進することにより、化学的酸素要求量により表示された汚濁負荷量並びに富栄養化の主要な原因物質である窒素及びりん汚濁負荷量の計画的かつ総合的な削減対策を講ずるものとする。</p> <p>なお、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る「総量削減計画(山口県)(平成19年6月策定)」における発生源別の削減目標量は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">発生源別の削減目標量(目標年度:平成21年度)</td> </tr> <tr> <td>発生源</td> <td>化学的酸素要求量(t/日)</td> <td>全窒素(t/日)</td> <td>全りん(t/日)</td> </tr> <tr> <td>生活排水</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td>38</td> <td>14</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>53</td> <td>34</td> <td>2.1</td> </tr> </table>										発生源別の削減目標量(目標年度:平成21年度)				発生源	化学的酸素要求量(t/日)	全窒素(t/日)	全りん(t/日)	生活排水	12	8	0.7	産業排水	38	14	1.0	その他	3	12	0.4	合計	53	34	2.1
発生源別の削減目標量(目標年度:平成21年度)																																		
発生源	化学的酸素要求量(t/日)	全窒素(t/日)	全りん(t/日)																															
生活排水	12	8	0.7																															
産業排水	38	14	1.0																															
その他	3	12	0.4																															
合計	53	34	2.1																															
施策名	総量削減計画の取組																																	
担当部局	山口県環境生活部環境政策課																																	
施策の概要	<p>(1)生活排水対策:市町等と協力しながら、山口県汚水処理施設整備構想に基づき下水道の整備の一層の促進を図ると共に、地域の実情にあわせた浄化槽、農業集落排水処理施設等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備の促進、生活排水処理の高度化及び適正な維持管理の徹底等の対策の一層の推進を計画的に進めることにより、汚濁負荷量の削減を図る。</p> <p>(2)総量規制基準の設定:指定地域内事業場については、業種ごとの排水水質の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量の削減のために採られた措置等を勘案し、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図る。特に新・増設の施設については、既存の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入等が可能であることにかんがみ、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の抑制を図る。</p> <p>(3)その他の汚濁発生源に対する対策:その他の発生源については、地域における発生特性を踏まえ、きめ細やかな対策を講じるものとする。また、新たに総量規制の対象とする窒素、りんについては、その発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた汚濁負荷量の削減を図る。</p> <p>(4)教育、啓発等:総量削減計画の目標を達成するためには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、総量規制の主旨及び内容について、インターネットや自治体の広報誌等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の削減に努める。</p>																																	
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(1)COD負荷量 生活雑排水、化学工業からの汚濁負荷量が大きく減少したこと等により、平成16年に比べ、生活系は4.6%、産業系は3.9%、その他は0.4%の負荷量が削減され、平成18年度においては負荷量削減目標を達成している。</p> <p>(2)窒素負荷量 単独浄化槽からの汚濁負荷量が減少したが、化学工業、食品製造業等からの負荷量が増加したこと等により、平成16年度に比べ、生活系は0.4%、産業系は4.2%の増加、その他は2.1%の負荷量が削減され、平成18年度においては負荷量削減目標を達成している。</p> <p>(3)りん負荷量 単独浄化槽、化学工業からの汚濁負荷量が減少したこと等により、平成16年度に比べ、生活系は1.0%の増加、産業系は2.0%、その他は5.9%の負荷量が削減され、平成18年度においては負荷量削減目標を達成している。</p>																																	
進捗状況を示すデータ																																		
項目1	COD負荷量				単位	t/日	対象地域		瀬戸内海区域																									
COD	H16実績	目標	H17実績	H18実績																														
	53	53	50	51																														
項目2	窒素負荷量				単位	t/日	対象地域		瀬戸内海区域																									
窒素	H16実績	目標	H17実績	H18実績																														
	34	34	34	34																														
項目3	りん負荷量				単位	t/日	対象地域		瀬戸内海区域																									
りん	H16実績	目標	H17実績	H18実績																														
	2.1	2.1	2.1	2.1																														

大阪府生活排水処理実施計画の概要図



大阪府域の生活排水処理率の推移



No	5
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (1) 水質総量規制制度等の実施 ア
該当箇所本文	<p>生活排水対策については、汚濁負荷量の削減を図るため、生活排水の適正処理100%を目標に地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の各種生活排水処理施設の効率的で計画的な整備を一層促進する。また、窒素及びりんの除去性能の向上を含めた高度処理の積極的な導入を図る。</p> <p>また、「水質汚濁防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年3月制定)」及び「大阪府生活排水対策推進要綱(昭和63年1月施行)」に基づき、府と市町村が協力し、インターネット等を活用した情報提供や生活排水対策推進月間(2月)を中心とした家庭でできる生活排水対策についての啓発・普及を行うとともに、特に対策の実施が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、計画的、総合的な生活排水対策を推進する。</p>
施策名	「大阪府生活排水対策推進月間」を中心とした啓発の実施
担当部局	大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課
施策の概要	<p>大阪府では、冬期は降水量が少なくなり河川の水量が低下するとともに、自然浄化能力も低下し、河川水質への生活排水の影響が大きくなることから、平成18年度から2月を「大阪府生活排水対策推進月間」として、各家庭からできる水をきれいに流す取り組みを呼びかけている。</p> <p>(各年度共通の取組み) ・ホームページ、広報紙による月間のPR</p> <p>(平成18年度の取組み) ・ラジオ放送、メールマガジン、チラシ、ポスターによる月間のPR ・街頭キャンペーンの実施</p> <p>(平成19年度の取組み) ・ラジオ放送、ポスター、生活協同組合の協力による月間のPR ・小学校への出前講座の実施 ・「水かんきょうシンポジウム in 泉州」の開催(環境省近畿地方環境事務所主催)</p> <p>(平成20年度の取組み) ・ラジオ放送、フリーペーパー等の活用、生活協同組合の協力による月間のPR ・府庁舎内や、私の水辺大発表会、見出川交流会でのパネル展示</p> <p>(平成21年度の取組み) ・ラジオ放送やポスター、メールマガジン等の活用、生活協同組合の協力による月間のPR ・府立図書館や私の水辺大発表会でのパネル展示 ・チラシのポスティングによるPR(予定)</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

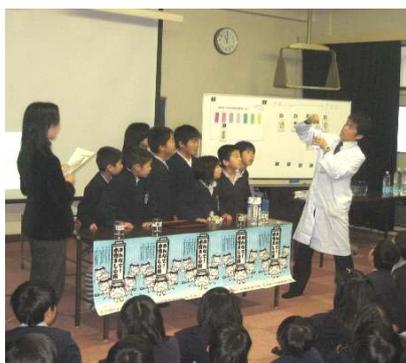
大阪府生活排水対策推進月間の取組み



<月間PRポスター1>



<月間PRポスター2>



<出前講座>



<水かんきょうシンポジウム in 泉州>



<府庁舎でのパネル展示>



<見出川交流会でのパネル展示>

No	6
該当箇所	1. 水質汚濁の防止 (1) 水質総量規制制度の実施 ア
該当箇所本文	生活排水については、汚濁負荷量の削減を図るため、下水道の整備を一層促進するほか、生活様式及び地域の実情に応じ、コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備を一層促進する。 また、窒素及びりんの除去性能の向上を含めた高度処理の積極的な導入を図る。
施策名	水質汚濁の防止
担当部局	奈良県農林部耕地課
施策の概要	農業集落排水事業：農業用水の水質保全・農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図ることを目的とし、併せて公共用水域の水質保全に寄与するよう、農業集落におけるし尿生活雑排水等の污水又は雨水を処理するもの。
瀬戸内海関係地域での実施事例	平成20年度末において、農業集落排水施設が、3市2町1村(処理能力3,828ki/日)整備されている。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

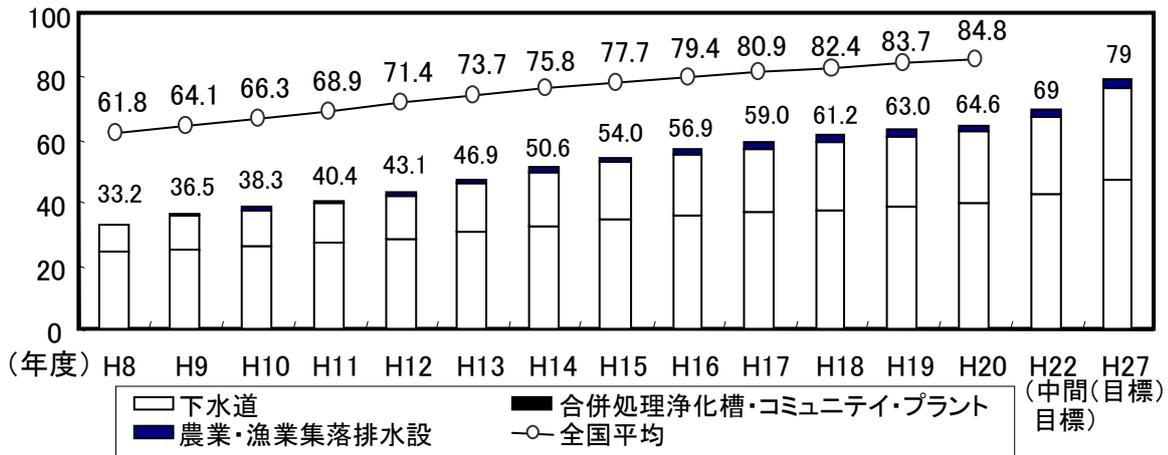
川西浄水センター



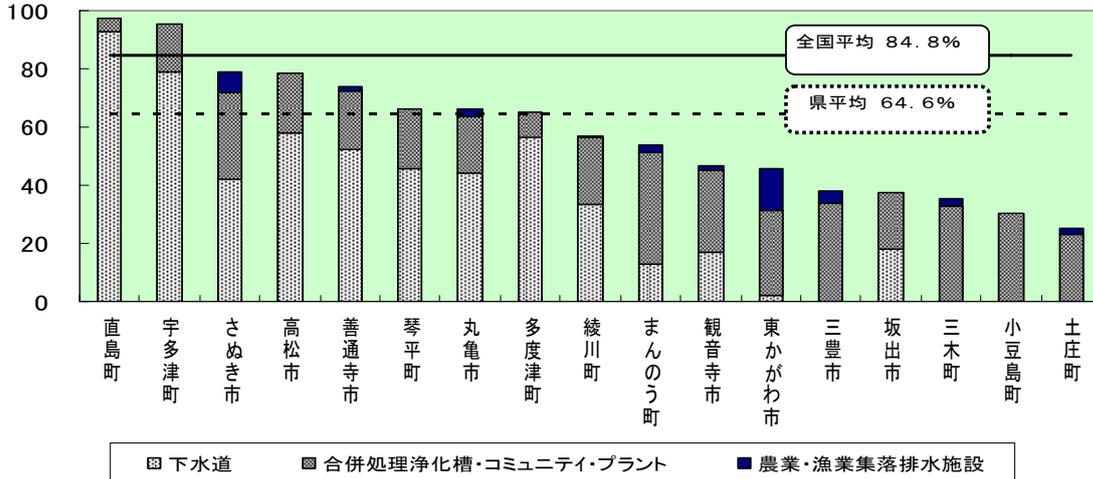
岩国南せせらぎセンター



普及率(%)



普及率(%)



No	14														
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度等の実施 イ 産業排水対策														
該当箇所本文	イ 産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、事業場での排水処理施設の整備・適正管理を指導する。														
施策名	めっき工場巡回技術指導														
担当部局	京都市産業技術研究所工業技術センター														
施策の概要	<p>めっき専門業者の共通課題である排水処理技術について巡回指導を毎年実施している。「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の排水基準が平成13年度に設定され、更に15年度に「全亜鉛」の環境基準が設定されたことにより18年度に「亜鉛」の排水基準が強化された。このように、今後、排水規制がますます厳しくなっていく状況についての情報提供と排水処理技術を含めた環境保全活動等について指導を行っている。</p> <p>実施状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成15年度</td> <td>10企業を対象に実施</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>12企業を対象に実施</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>12企業を対象に実施</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>12企業を対象に実施</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>11企業を対象に実施</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>9企業を対象に実施</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>12企業を対象に実施</td> </tr> </table>	平成15年度	10企業を対象に実施	平成16年度	12企業を対象に実施	平成17年度	12企業を対象に実施	平成18年度	12企業を対象に実施	平成19年度	11企業を対象に実施	平成20年度	9企業を対象に実施	平成21年度	12企業を対象に実施
平成15年度	10企業を対象に実施														
平成16年度	12企業を対象に実施														
平成17年度	12企業を対象に実施														
平成18年度	12企業を対象に実施														
平成19年度	11企業を対象に実施														
平成20年度	9企業を対象に実施														
平成21年度	12企業を対象に実施														
瀬戸内海関係地域での実施事例															
進捗状況を示すデータ															
項目1	単位														
項目2	単位														
項目3	単位														

No	15
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度等の実施 イ (2) 有害化学物質等の規制及び把握等
該当箇所本文	産業排水については、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく特定施設の設置等の許可制及び「水質汚濁防止法」に基づく排水規制の適切な運用を行う。また、汚濁負荷量の削減のため、排水処理施設等の維持管理の適正化に努め、施設の新設及び排水処理施設の改善等の場合の際は除去効果の高い排水処理施設の導入、凝集剤や栄養剤の添加の適正化及び工程内で使用される窒素及びりんを含む添加物の低減及び副原料の転換を促進する。 引き続き工場・事業場に対する排水基準の遵守徹底等により、水質環境基準の達成維持を図る。
施策名	総量規制基準が適用されない事業場に対する施策
担当部局	大阪府環境農林水産部 環境管理室事業所指導課

施策の概要	<p>水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例により、法の基準より厳しい排水基準で規制し、規制対象の拡大(日平均排水量30～50m³)。また、上水道水源地域については有害物質の基準を1/10に強化し、立入検査及び水質検査等により排水基準の遵守を徹底</p> <p>大阪府生活環境の保全等に関する条例(日平均排水量30m³～)の排水規制の対象となっているものについては、法対象以外の施設・項目を追加し立入検査及び水質検査等により排水基準の遵守を徹底</p> <p>窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導要綱に基づき、総量規制が適用されない事業場(日平均排水量30～50m³)について、水質管理値を定め、汚濁負荷量の削減を指導</p> <p>その他の事業場については、小規模事業場排水処理の手引きに基づき、汚濁負荷量を削減するための対策を実施</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	
----------------	--

進捗状況を示すデータ																	
項目1											単位						
年度																	
項目2											単位						
年度																	
項目3											単位						
年度																	

No	17
該当箇所	第3-1-(1)-(イ)
該当箇所本文	公害防止施設の設置促進を図るため、地球にやさしい環境づくり融資制度(公害防止施設整備資金融資制度)の利用促進を図るものとする。
施策名	地球にやさしい環境づくり融資制度(公害防止施設整備資金融資制度)の概要
担当部局	山口県環境生活部環境政策課
施策の概要	<p>1) 公害防止施設整備資金融資制度は、中小企業又は組合に対し、公害防止施設の整備に必要な資金の融資を行うことにより、公害防止対策の促進を図り、もって良好な生活環境の確保に資することを目的とする。</p> <p>2) 融資の対象は、ばい煙処理施設、粉じん処理施設、汚水等処理施設、騒音又は振動防止施設、悪臭防止施設及びその他知事が特に必要と認める施設及びこれに附属する設備で専ら公害防止の用に供するものの設置又は改造に要する経費。</p> <p>3) 融資の条件は、次のとおり 融資限度額 一の事業場につき3,000万円 融資利率 年2.0 % 融資期間 1,000万円未満は5年以内(うち据置期間1年) 1,000万円以上は7年以内(うち据置期間1年)</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	1) 瀬戸内海関係地域での実施事例としては、平成13年度に汚水処理施設の整備に対して、3,000万円の融資を実施している。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	18
該当箇所	1. 水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度等の実施 イ
該当箇所本文	産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。
施策名	汚濁負荷量削減の取組み
担当部局	香川県 環境森林部 環境管理課
施策の概要	<p>小規模事業場・未規制事業場のCOD汚濁負荷割合が、全体の約3割と相対的に高くなっており、その中でも地場産業であるうどん製造における排水は比較的汚染状態の高い排水となっている状況から、平成16年度にうどん製造における排水対策に取り組んだ。</p> <p>うどん製造排水については、水質が高濃度で時間的変動が大きいことによる技術的課題や、特に零細企業が多い業種であるという課題があるため、負荷量削減のための工程内対策の検討や低コスト・コンパクトでメンテナンスが容易な排水処理技術の開発を行った。</p> <p>また、より低コストにすることを考える上で、排水全体を処理することにとられず、汚れの度合いが高いうどんのゆで汁や捨て汁を対象とした処理技術も研究し、一定の成果が見られたことから、現在、民間事業者による実用化に向けた取組みが進められている。</p> <p>なお、小規模な事業場に対する排水規制について平成21年3月に条例改正し、平成24年4月1日より、日平均排水量10立方メートル以上の特定事業場や一部の特定事業場以外の事業場(生うどんの湯煮施設や自動式鶏卵洗浄施設を設置する事業場等)に対し排水の基準を適用し、汚濁負荷量の削減を進めることとしている。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>平成16年度に小規模事業場負荷量削減あり方研究会を設置し、技術開発(2技術)の指導、助言を行い、うどん店に係る排水処理・製造工程内対策マニュアルを策定し、周知に努めている。</p> <p>・マニュアル等 http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/mizukankyo/udon/index.htm</p> <p>小規模な事業場に対する新たな排水規制について、説明会の実施やホームページへの掲載により周知に努めている。</p> <p>・条例について http://www.pref.kagawa.jp/kankyo/gyosei/kankyohozen_top.htm</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

②小規模事業場等の排水規制

排水量が少なく、これまで規制のからなかった小規模特定事業場や汚濁負荷が大きく生活環境に支障が生じるなど苦情の原因となる未規制事業場を対象に、排水規制を行うものです。

水質特定施設¹⁾を設置する工場又は事業場は、
平均排水量が10m³/日以上²⁾の場合、届出が必要です³⁾。
また、水質排水基準⁴⁾を超える水を排出してはいけません。

1) 水質特定施設とは

①水質汚濁防止法に規定する特定施設
(最大排水量が50m³/日以上の特定事業場を除く。)

②瀬戸内海環境保全特別措置法に規定するみなし指定地域特定施設
(施設の処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽)
(最大排水量が50m³/日以上の特定事業場を除く。)

③非鉄金属製造業の用に供する^{※1}酸処理施設
(平均排水量が50m³/日以上の工場又は事業場を除く。)

④新たに規定された施設

- 1.自動式鶏卵洗浄施設
- 2.飲食店に設置される生うどんの湯煮施設
- 3.公衆浴場(ちゅう房施設が設置されているものに限る。)に設置される施設であって、次に掲げるもの
 - (1)ちゅう房施設
 - (2)洗濯施設
 - (3)入浴施設
- 4.上の1~3の施設を設置する工場又は事業場(平均10m³/日以上水を排出するものに限る。)から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設

排水量とは

公共用水域(河川、用水路、海域など)に排出される水の量を意味しています。



2) 規制対象

水質特定施設を設置する工場又は事業場で、平均排水量が10m³/日以上¹⁾のもの。

3) 届出義務

①平均排水量が10m³/日以上である工場又は事業場で、平成21年10月1日時点で水質特定施設を設置している場合(工事着手を含む)。

平成21年10月1日から10月30日までに届出が必要です。

②平均排水量が10m³/日以上である工場又は事業場で、平成21年10月1日以降に水質特定施設を設置する場合、**設置前**に届出が必要です。



③届出書

香川県ホームページ [香川の環境 検索](#) でダウンロードしていただくか、下記届出先で配布しています。

④届出先

●高松市内以外の事業場●

香川県環境森林部環境管理課
(水環境グループ)
〒760-8570 高松市番町4-1-10
TEL: 087-832-3218

●高松市内の事業場●

高松市環境部環境指導課(環境対策係)
〒760-0080 高松市木太町2282番地1
環境業務センター内
TEL: 087-834-5755

4) 水質排水基準(排水口)

①TOC(全有機炭素) 160mg/l 以下

②規制対象の工場又は事業場に対し、平成24年4月1日から適用します。

③水質排水基準を超過すると、罰則が適用される場合があります。

対象工場又は事業場	排水量(m ³ /日)			
	平均50	最大50	平均10	0
①(水質汚濁防止法) 特定施設 ②(瀬戸内海環境保全特別措置法) みなし指定地域特定施設 を設置する工場又は事業場	水質汚濁防止法による 規制※1			
③(現条例) 非鉄金属製造業の用に供する ^{※1} 酸処理施設を設置する工場又は事業場	条例による 規制			
④(改正条例) 自動式鶏卵洗浄施設、生うどんの湯煮施設、公衆浴場のちゅう房施設等を設置する工場又は事業場	改正条例による規制 (H24.4.1~)			
上記以外	改正条例による 勧告※2			

※1…^{※1}畜産業の事業場には、これまで適用除外となっていた条例の上乗せ排水基準が平成21年10月1日から適用されます。(平成21年10月1日時点で設置されている事業場は、平成22年4月1日から適用されます。)

※2…規制対象以外の工場又は事業場についても、水質汚濁により生活環境に支障を及ぼしている場合は、勧告できる制度となっています。



④農業・水産業排水対策

窒素やりんなどの肥料成分や農薬は、不適切な使用等によって、川や海の水質を汚濁します。また、養殖魚が食べ残した餌なども水質を汚染する原因となります。そこで、農業者の方や魚類養殖業者の方に次のことをお願いします。

①農業者の方は、公共用水域や地下水の水質を汚さないよう、肥料や農薬を適正に使用しましょう。

②魚類養殖業者の方は、養殖施設内で生じる残餌、魚類の死体等により公共用水域の水質を汚さないよう、適正に糞便を管理しましょう。

No	20
該当箇所	1. 水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度等の実施 イ
該当箇所本文	<p>(1) 水質総量規制制度等の実施 本県の瀬戸内海は、内海である周防灘と外海である豊灘に大別され、これらの海域において水質環境基準の類型指定が7水域、海域の全窒素及び全りんに係る環境基準類型指定が4水域について行われている。 これらの環境基準点における平成20年度の水質の状況を生活環境項目である化学的酸素要求量(COD)で見ると、A類型海域では、1.4～2.5mg/L、B類型海域では、2.0mg/L、C類型海域では、1.7～2.5mg/Lであり、環境基準適合状況は、B類型及びC類型海域においては環境基準に適合していたが、A類型海域の適合率(環境基準点での測定値毎に見た環境基準の適合割合)は、50%である。 また、富栄養化の要因物質である全窒素及び全りんについてみると、全窒素は、Ⅱ類型海域では、0.20mg/L、Ⅳ類型海域では、0.68mg/Lであり、すべての海域で環境基準を達成している。 全りんは、Ⅱ類型海域では、0.017～0.020mg/L、Ⅳ類型海域では、0.037mg/Lであり、すべての海域で環境基準を達成している。 環境基準が未達成な水域については、これを達成させるため積極的に汚濁負荷量の低減を図り、また達成されている水域は、その状態を維持することが必要である。 特に、広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、関連区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき、水質総量規制が実施されている。 本県においては、国の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)」に定められた平成21年度における削減目標量を達成するため、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(福岡県)」を策定し、発生源別の削減目標量を次のとおり定めている。</p> <p>削減目標量(トン/日) 化学的酸素要求量:(生活排水)6、(産業排水)9、(その他)2、(合計)17 窒素含有量:(生活排水)6、(産業排水)14、(その他)4、(合計)24 りん含有量:(生活排水)0.4、(産業排水)0.3、(その他)0.1、(合計)0.8</p> <p>* 削減目標量:平成21年度における1日当たりの総排出量</p>
施策名	水質総量規制の取り組み
担当部局	福岡県環境部環境保全課
施策の概要	<p>産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、排水処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。 また、総量規制基準が適用されない事業場等に対しても、特定事業場については、「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」に基づき立入調査等を行い、その他の事業場等についても、適宜、調査を実施し、指導、助言等を行なうことにより汚濁負荷量の削減を図るものとする。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1 産業排水の監視 特定事業場への立入検査及び水質検査により排水基準及び総量規制基準の監視を行っている。また、必要に応じ、排水処理施設の適正な維持管理等により汚濁負荷量を削減するよう、指導・助言を行っている。 総量規制対象事業場については、年1回以上、日平均排水量30m³以上の小規模事業場については、3年に1回程度の立入検査を実施している。平成20年度の瀬戸内海指定地域の立入件数は、総量規制事業場が89件、小規模事業場が11件である。</p> <p>2 汚濁負荷量の削減状況 (1)COD負荷量 平成16年度におけるCOD負荷量は、本県において17t/日であったが、第6次総量削減基本方針の目標年度である平成21年度も17t/日を維持することとなっている。なお、平成18年度の本県のCOD負荷量は14t/日であった。</p> <p>(2)窒素・りん負荷量 平成16年度における窒素負荷量は、本県において24t/日であったが、第6次総量削減基本方針の目標年度である平成21年度も24t/日を維持することとなっている。なお、平成18年度の本県の窒素負荷量は21t/日であった。同様に平成16年度におけるりん負荷量は、本県において0.8t/日であったが、平成21年度も0.8t/日を維持することとなっている。なお、平成18年度の本県のりん負荷量は0.8t/日であった。</p> <p>現在、第6次水質総量規制によりCOD、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の削減対策が進められており、平成21年度の削減目標量は達成される見通しとなっている。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位 回数
年度	
項目2	単位 回数
年度	
項目3	単位 基
年度	

No	24
該当箇所	1. 水質汚濁の防止 (1) 水質総量規制制度の実施 ウ
該当箇所本文	持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)に基づき、魚介類の養殖漁場の底質の悪化を通じて富栄養化が生じないよう漁場管理の適正化に努める。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第十号)等に基づき、化学肥料の使用の低減を図ることにより、農業排水中の窒素及びりん等の負荷量の軽減に努めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第十二号)に基づき、家畜排せつ物の適正な処理に努める。
施策名	水質汚濁の防止
担当部局	奈良県農林部畜産課
施策の概要	平成11年に家畜排せつ物法が施行されたことにもない、家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画を作成。当計画に従い、処理施設の整備・適正管理および堆肥流通を促進するための施策を実施。
瀬戸内海関係地域での実施事例	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜保健衛生所は年間を通して、畜産農家の畜舎および堆肥舎の巡回を行い、汚水発生状況の監視と合わせ家畜排せつ物の適正管理について適宜指導を行った。 ・耕種農家のために堆肥情報を示した「たい肥マップ」をHPIに掲載し適宜修正した。
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	25
該当箇所	1. 水質汚濁の防止 (1) 水質総量規制制度の実施 ウ
該当箇所本文	持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)に基づき、魚介類の養殖漁場の底質の悪化を通じて富栄養化が生じないよう漁場管理の適正化に努める。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第十号)等に基づき、化学肥料の使用の低減を図る
施策名	水質総量規制の取り組み
担当部局	奈良県農林部農業水産振興課
施策の概要	<p>(1) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、平成12年2月に奈良県持続農業導入指針を策定し、その後も数回の内容の増補・変更を実施。</p> <p>(2) 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を作成する農業者(エコファーマー)に対し、計画達成に向けて支援を実施。</p> <p>(3) これらの施策により、化学肥料の低減により農業排水中の窒素等の負荷量の軽減に努めているところである。</p> <p>(4) 漁業権免許時のため池魚類養殖業者に対し、水質維持のため必要以上の投餌はやめるよう注意喚起等の指導を実施。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	27
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (1) 水質総量規制制度等の実施 ウ 養殖漁業、農業、畜産関係の対策
該当箇所本文	<p>養殖漁場については、持続的養殖生産確保法、「広島県魚類養殖指針」等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進及び放養密度の調整等について十分留意し、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講じる。</p> <p>さらに、畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」等に基づき、家畜排せつ物の適正処理及び利用技術の普及等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図る。</p>
施策名	養殖業、農業、畜産関連の水質汚濁防止対策
担当部局	広島県農林水産局農水産振興部

施策の概要	<p>1) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「家畜排せつ物法」という。)は、畜産農家における家畜排せつ物の適正な管理及び堆肥・液肥としての利用の促進等を目的として、平成11年に施行され、家畜排せつ物を管理する際の一定の基準(管理基準)が定められた。</p> <p>2) 家畜排せつ物法の施行に伴い、広島県では平成12年11月に「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(以下「県計画」という。)」及び平成14年5月に「広島県資源循環型畜産確立基本方針」を制定した。また、これらに基づく地域資源循環型畜産推進指導協議会による家畜排せつ物法の管理基準遵守や堆肥・液肥の利活用推進のための農家指導を行っている。その組織体制は別図のとおり。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	同上
----------------	----

進捗状況を示すデータ																		
項目1														単位				
項目2														単位				
項目3														単位				

広島県資源循環型畜産推進指導體制

広島県資源循環型畜産推進指導協議会

県(本庁、地方機関)、関係団体

- 基本方針の検討 ○家畜排せつ物処理施設の整備目標及び整備計画の検討、策定
- 家畜排せつ物の管理方法、堆肥の利用の促進等に係るマニュアルの作成

地域資源循環型畜産推進指導協議会(3ヶ所)

県地方機関、市町、関係団体

- 地域資源循環型畜産確立基本方針の作成 ○家畜排せつ物管理の実態調査及び悪臭物質等の分析調査 ○基本方針の徹底を図るとともに、家畜排せつ物の適正な処理技術の浸透及び耕種部門との連携による堆肥流通促進、需給情報のネットワーク化を図るための巡回指導の実施

畜産農家・耕種農家

No	29
該当箇所	第3-1-(1)-(ウ)
該当箇所本文	家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の適正管理と利用の促進を図るための山口県計画(平成12年10月月策定)」に基づき、畜産業を営むものもとより、県、市町村、農業団体、農業者など関係者が一体となり、家畜排せつ物の適正管理のための施設を計画的かつ効率的に整備し、利用促進を図るなど適正処理に努める。
施策名	家畜排せつ物の適正管理と利用の促進を図るための山口県計画に関する取組
担当部局	山口県農林水産部畜産振興課

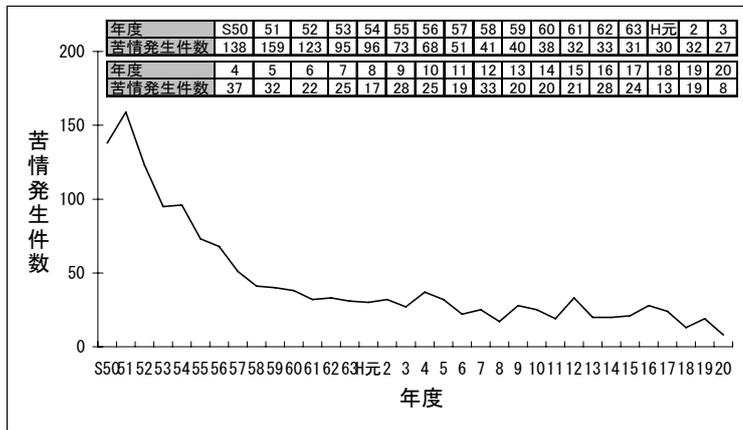
施策の概要

家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」を受けて平成21年5月に策定された「家畜排せつ物の適正管理と利用の促進を図るための山口県計画」に従い、適正な処理を推進し、生産されたたい肥については有機性資源として農産物や飼料作物の生産に有効利用されてきたところである。

家畜排せつ物を「たい肥化」することにより土づくりの重要な資材として有効活用するとともに、畜産経営に起因する環境汚染の防止を図るため、農林事務所畜産部、市町、農業協同組合等が主体となって1)畜産農家の家畜排せつ物処理の実態調査及び巡回指導、2)苦情発生農家の現地指導を実施。あわせて、3)たい肥共励会を開催し家畜排せつ物処理技術向上の普及啓蒙を行う。

また、家畜排せつ物処理施設整備、家畜排せつ物の有効利用及び地域の有機質資源(稲わら、モミガラ等の農作物残渣)の畜産利用(飼料、敷料等)を推進し、資源循環型畜産の確立を図る。

瀬戸内海関係地域での実施事例



進捗状況を示すデータ																
項目1	補助事業活用による家畜排せつ物処理施設の整備状況										単位					
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20					
	3	6	8	10	5	11	20	2	2	5	15					
項目2	年度別苦情発生件数の推移										単位					
	上記グラフを参照															
項目3	たい肥共励会の出品数の推移						単位									
	H15	H16	H17	H18	H19	H20										
	14	9	19	21	20	20										

No	30
該当箇所	1水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度等の実施 (ウ)その他負荷対策
該当箇所本文	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律等の推進を通じて、化学肥料の使用量の低減を図ること等により、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。
施策名	環境保全型農業推進事業
担当部署	徳島県農林水産部とくしまブランド戦略課
施策の概要	<p>(1)化学肥料や農薬の使用は、生産性向上や高品質生産に効果的であるが、過度の使用は、水質汚濁等、生産環境や周辺の自然環境の負荷を増大させる懸念がある。</p> <p>(2)本事業は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、地域の主要な品目について、土づくりと化学合成資材の使用低減を一体的に図るため、新たな農業技術の導入等を促進し、「資源循環農業と持続性の高い農業」の拡大を図ることを目的とする。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(1)有機資源循環による土づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美馬郡有機の里協議会 ・ミマ有機を活用した野菜産地づくりと特別栽培農産物の産地化 <p>(2)持続性の高い農業生産方式の導入(化学肥料及び化学合成農薬の使用低減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場町農協促成なす部会 ・局所施肥の実施、天敵昆虫の利用による化学合成農薬の使用減 <p>以上は、有機資源循環・持続性の高い農業拡大事業(H17)における実績</p> <p>(1)有機資源循環による土づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JA美馬ピーマン生産部会 ・地域の有機質資源(鶏ふんたい肥)を活用した土づくり <p>(2)持続性の高い農業生産方式の導入(化学肥料及び化学合成農薬の使用低減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥効調節型肥料及び生物農薬利用による化学肥料、農薬の使用低減 <p>以上は、有機資源循環・持続性の高い農業拡大事業(H17)における実績</p> <p>(3)有機資源循環による土づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脇町ぶどう生産組合 ・地域の有機質資源(鶏ふんたい肥)を活用した土づくり <p>(4)持続性の高い農業生産方式の導入(化学肥料及び化学合成農薬の使用低減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥効調節型肥料及び生物農薬利用による化学肥料、農薬の使用低減 <p>以上は、みんなで地域農業を環ガエル事業(H18～19)における実績</p> <p>(1)有機資源循環による土づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JA美馬ピーマン生産部会 ・H20にエコファーマーが45名増加し160名となり、地域の有機質資源(鶏ふんたい肥)を活用した土づくりが大きく拡大 <p>(2)持続性の高い農業生産方式の導入(化学肥料及び化学合成農薬の使用低減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥効調節型肥料及び生物農薬利用による化学肥料、農薬の使用低減 <p>以上は、環境に配慮した農業推進事業(H20)における実績</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	31
該当箇所	1. 水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度等の実施 ウ
該当箇所本文	また、持続的養殖生産確保法に基づき魚介類の養殖漁場の底質の悪化を通じて富栄養化が生じないよう漁場管理の適正化に努める。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律等の活用を通じて化学肥料の施用量の低減や適正な施肥等を推進することにより、農業排水中の窒素及び燐の負荷量の軽減に努めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき家畜排せつ物の適正処理に努める。
施策名	水産施策の概要
担当部局	香川県 農政水産部 水産課
施策の概要	環境と調和した海面養殖業を推進し、経営の安定と消費者への安全な養殖生産物の提供を推進するため、養殖振興対策事業により、魚類適正養殖のための調査検討や経営の安定化に向けた指導のほか、魚病対策講習会の開催や水産用医薬品の適正使用についての指導、魚病発生時の防疫対策などを実施する。
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>① 魚類適正養殖推進事業 魚類養殖業の健全な発展を図るため、養殖状況、経営等についての実態把握並びに生産技術について指導を行うとともに、魚類養殖指導指針に基づき平成21年度の魚類養殖に係る対応策等について協議した。 また、魚類養殖指導指針の適正な運用遵守について、関係漁協及び養殖業者を指導した。</p> <p>② 養殖水産物ブランド化推進・強化事業 養殖水産物ブランド化を推進するため、香川県漁業協同組合連合会が行う漁場環境調査、小口出荷施設の整備等について、支援した。</p> <p>③ 養殖衛生管理体制整備事業 魚病発生防止を図るため、巡回指導を実施するとともに、魚病発生時は魚病診断を行い、医薬品の適正使用の指導を行った。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

補助事業による家畜排せつ物処理施設・機械の整備箇所数(県単、国補、リース制度)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
堆肥舎	5	11	18	11	5	6	12	6	0	0	0	0	74
ショベル	4	9	21	18	10	11	15	1	0	0	0	0	89
運搬車	1	6	12	2	4	4	4	0	0	0	0	0	33
散布車	1	4	6	4	4	10	6	0	0	0	0	0	35
計	11	30	57	35	23	31	37	7	0	0	0	0	231

No	35
該当箇所	1水質汚濁の防止(1)水質総量規制制度等の実施 ウ
該当箇所本文	<p>漁業に由来する汚濁負荷量を削減するため、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)、愛媛県魚類養殖管理要領(昭和53年2月4日制定)等に基づき、魚介類の養殖漁場の底質の悪化を通じて富栄養化が生じないよう漁場管理の適正化に努める。</p> <p>また、持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律(平成11年法律第110号)、愛媛県環境保全型農業推進基本方針(平成6年3月28日制定)等に基づき、肥料の施用量の低減を図ること等により、環境保全型農業を推進する。</p> <p>さらに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)、家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画(平成12年10月27日制定)等に基づき、畜産農家と耕種農家との連携による家畜排せつ物の農地還元を行うとともに、巡回指導等により適正な家畜排せつ物の処理施設の設置及び管理技術の指導に努める。</p>
施策名	環境に優しい農業生産活動推進事業
担当部局	愛媛県農林水産部産業振興局農産園芸課

施策の概要	<p>有機性資源の循環利用による土づくりや化学肥料・農薬の節減技術等、導入すべき生産方式の確立と普及推進活動に一体的に取り組むとともに、硝酸性窒素の環境基準超過地区の改善等、地域課題への的確かつ重点的な対策を実施し、環境保全型農業の面的拡大を図る。</p>
-------	--

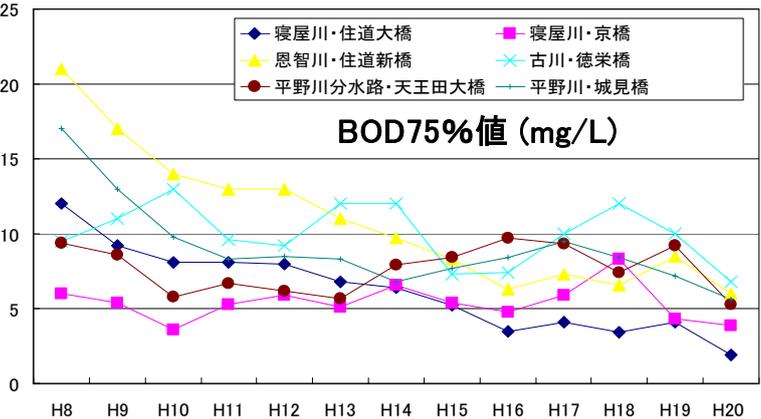
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1 環境保全型農業推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業推進会議、エコファーマー審査会の開催 ・普及啓発活動(推進大会、啓発資料作成)、転換支援活動(検討会、実証ほ設置等) <p>2 環境に優しい土壌環境対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌管理技術確立事業(基礎調査、堆肥・肥料等の利用技術確立試験) ・肥料取締・需給対策(肥料の登録審査、立入検査、流通量調査) ・硝酸性窒素環境基準超過地点対策(実証ほ設置) <p>3 環境に優しい病害虫防除推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策野菜の総合防除技術の確立
----------------	--

進捗状況を示すデータ												
項目1		予算額									単位	千円
年度	H19	H20	H21									
	14595	9230	10242									
項目2											単位	
項目3											単位	



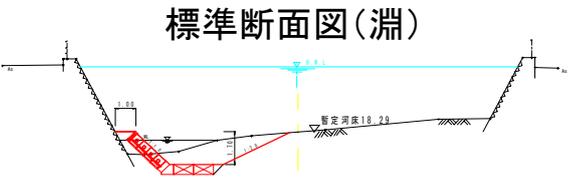
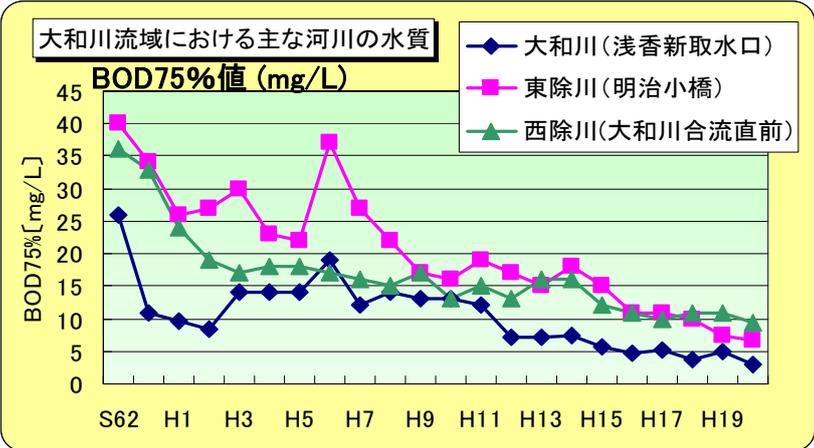
富栄養化防止のための魚類養殖場付近でのワカメ養殖

No	39																																																		
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度の実施 エ																																																		
該当箇所本文	水質汚濁の進んだ河川・水路等の水質を改善するため、河川浄化施設の整備等を推進するとともに、河川や港湾区域において汚泥のしゅんせつ事業を推進する。																																																		
施策名	淀川水系寝屋川流域 水環境改善緊急行動計画、大和川流域 水環境改善緊急行動計画																																																		
担当部局	大阪府 都市整備部 河川室 河川環境課																																																		
施策の概要	<p>1、淀川水系寝屋川流域 水環境改善緊急行動計画 寝屋川流域は昭和30年代からの都市化により、水質の悪化や堆積した汚泥からの悪臭などが問題となっており、河川での浄化事業や下水道の普及により、水質は改善傾向にあるものの、恩智川や平野川等では環境基準値D類型(BOD8mg/L)が達成されていない箇所がある状況である。 このため、主に恩智川や支川での浄化対策に引き続き、国の「都市再生プロジェクト第3次決定」により「水循環系再生構想の策定」が決定し、「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」によりモデル流域に選定され、平成15年6月には「寝屋川流域水循環系再生構想」が策定された。 この構想の実現に向け、平成16年5月に第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ計画)を策定し、流域全体で水質改善、流量確保、水辺環境の整備を図る。</p> <p>2、大和川流域 水環境改善緊急行動計画 大和川水系は、流域における都市化の進展や急速な開発に伴い、その影響が水質の悪化となって現れている。このため、大和川流域が一体となり平成6年に「大和川水系水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス21)」に基づいて、河川浄化事業、下水道事業、ならびに関連する施策を実施してきており、さらにその後、平成14年には「大和川水系水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」を策定し、平成22年に水質の環境基準達成を目標に事業を実施している。 平成18年9月には、「生命・財産を守る安全で安心な大和川」「次世代に伝える美しい大和川」「地域を育む豊かな大和川」を目指す、「大和川の再生を加速するプロジェクト」であるCプロジェクト計画が採択され、ルネⅡ計画のさらなる対策を実施している。なお、Cプロジェクト計画のCとは、水質の悪い大和川というイメージを変えていく(Change)とともに、流域全体が連携(Collaborate)し、力を集中(Concentrate)するなどのCを意味している。</p>																																																		
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>寝屋川流域</p> <table border="1"> <tr> <td>平成14年</td> <td>花園多目的遊水地</td> <td>接触酸化</td> <td>処理水量0.03m³/s、</td> <td>除去率75%</td> </tr> <tr> <td>平成14年</td> <td>花園多目的遊水地</td> <td>植生浄化</td> <td>処理水量0.03m³/s、</td> <td>除去率30%</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>恩智川治水緑地</td> <td>植生浄化</td> <td>処理水量0.1m³/s、</td> <td>除去率20%</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>平野川(0.12km)</td> <td>多自然型浄化</td> <td></td> <td>除去率20%</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>平野川(0.13km)</td> <td>多自然型浄化</td> <td></td> <td>除去率20%</td> </tr> </table> <p>大和川流域</p> <table border="1"> <tr> <td>平成17年</td> <td>東除川(2.7km)</td> <td>薄層流</td> <td>処理水量1.3m³/s、</td> <td>除去率20% ※</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>東除川(0.3km)</td> <td>薄層流</td> <td>処理水量0.017m³/s、</td> <td>除去率20% ※</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>東除川(0.2km)</td> <td>薄層流</td> <td>処理水量0.017m³/s、</td> <td>除去率20% ※</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>東除川(0.1km)</td> <td>薄層流</td> <td>処理水量0.017m³/s、</td> <td>除去率20% ※</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>落堀川(0.1km)</td> <td>薄層流</td> <td>処理水量0.017m³/s、</td> <td>除去率20% ※</td> </tr> </table> <p>※薄層流浄化施設の除去率は、過去実績より想定される計画除去率。</p>	平成14年	花園多目的遊水地	接触酸化	処理水量0.03m ³ /s、	除去率75%	平成14年	花園多目的遊水地	植生浄化	処理水量0.03m ³ /s、	除去率30%	平成17年	恩智川治水緑地	植生浄化	処理水量0.1m ³ /s、	除去率20%	平成20年	平野川(0.12km)	多自然型浄化		除去率20%	平成21年	平野川(0.13km)	多自然型浄化		除去率20%	平成17年	東除川(2.7km)	薄層流	処理水量1.3m ³ /s、	除去率20% ※	平成18年	東除川(0.3km)	薄層流	処理水量0.017m ³ /s、	除去率20% ※	平成19年	東除川(0.2km)	薄層流	処理水量0.017m ³ /s、	除去率20% ※	平成20年	東除川(0.1km)	薄層流	処理水量0.017m ³ /s、	除去率20% ※	平成20年	落堀川(0.1km)	薄層流	処理水量0.017m ³ /s、	除去率20% ※
平成14年	花園多目的遊水地	接触酸化	処理水量0.03m ³ /s、	除去率75%																																															
平成14年	花園多目的遊水地	植生浄化	処理水量0.03m ³ /s、	除去率30%																																															
平成17年	恩智川治水緑地	植生浄化	処理水量0.1m ³ /s、	除去率20%																																															
平成20年	平野川(0.12km)	多自然型浄化		除去率20%																																															
平成21年	平野川(0.13km)	多自然型浄化		除去率20%																																															
平成17年	東除川(2.7km)	薄層流	処理水量1.3m ³ /s、	除去率20% ※																																															
平成18年	東除川(0.3km)	薄層流	処理水量0.017m ³ /s、	除去率20% ※																																															
平成19年	東除川(0.2km)	薄層流	処理水量0.017m ³ /s、	除去率20% ※																																															
平成20年	東除川(0.1km)	薄層流	処理水量0.017m ³ /s、	除去率20% ※																																															
平成20年	落堀川(0.1km)	薄層流	処理水量0.017m ³ /s、	除去率20% ※																																															
進捗状況を示すデータ																																																			
項目1	単位																																																		
年度																																																			
項目2	単位																																																		
年度																																																			
項目3	単位																																																		
年度																																																			



寝屋川流域 水環境改善緊急行動計画

大和川流域 水環境改善緊急行動計画



No	40【終了】													
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度等の実施 エ													
該当箇所本文	河川等の直接浄化等を推進するとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。また、底質の改善を推進する。													
施策名	瀬戸内海再生事業													
担当部局	兵庫県農政環境部環境管理局水質課													
施策の概要	<p>瀬戸内海の生態系を回復し、生物多様性に富む海として再生するため、特典型的な富栄養海域である阪神臨海部において、海藻等の回収・バイオマス利用による「自然を活用した水質改善方策」や海底耕耘機や微生物等の活用による「海域及び底泥の直接浄化」、人工中層海底による「生物生息環境改善」について、有効性等の調査を実施している。</p> <p>(1)自然を活用した水質改善方策 ヘドロが蓄積した海底を良質のものに再生し、水質改善を図ることを目的として、「人工藻場・干潟で回収された海藻等の有効利用方法の開発」のため、回収されたアオサ、ワカメ等を用いたメタン発酵技術を検討し、バイオマスエネルギーの有効利用について調査した。</p> <p>(2)海域及び底泥の直接浄化 海域(底泥)を直接人工的に浄化するため、海底耕耘機による底泥の耕耘、微生物製剤についての有効性を調査した。</p> <p>(3)瀬戸内海再生事業技術検討委員会 瀬戸内海再生事業技術検討委員会を設置し、「自然を活用した水質改善方策」及び「海域及び底泥の直接浄化技術」について評価を行う。</p> <p>(4)生物生息環境の改善 夏場に底層が貧酸素する海域において、生物生息環境の改善を図るため、人工中層海底による生物生息環境改善機能を調査した。(平成20年度)</p> <p>(5)環境技術実証事業技術検討委員会 ① 環境技術実証事業による、生物生息環境改善技術について評価</p>													
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(1)自然を活用した水質改善方策 ① 人工藻場等からの海藻等の回収とバイオマス有効利用方法の調査(平成17年度～平成19年度)</p> <p>(2)海域及び底泥の直接浄化 ① 微生物製剤(EM菌)を用いた水質・底質の直接改善機能調査、浄化槽機能への影響調査、二枚貝(ベントス)の水質改善機能調査(平成17年度～平成18年度) ② 環境技術実証モデル事業による、海底耕耘機による水質・底質の直接改善機能調査(平成19年度) ③ 環境技術実証事業による、人工中層海底による、生物生息環境改善機能調査(平成20年度)</p> <p>(3)瀬戸内海再生事業技術検討委員会(17年度～19年度) ① 自然を活用した水質改善方策、海域及び底泥の直接浄化技術について評価</p> <p>(4)環境技術実証事業技術検討委員会(20年度) ① 環境技術実証事業による、生物生息環境改善技術について評価</p>													
進捗状況を示すデータ														
項目1	実証実験調査数(累計)										単位	件		
年度	H17	H18	H19	H20	H21									
	3	5	5	1	なし									
項目2											単位			
項目3											単位			

No	41
該当箇所	1. 水質汚濁の防止 (1) 水質総量規制制度の実施 エ
該当箇所本文	河川の直接浄化等を推進するとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。また、底質の改善を推進する。
施策名	河川浄化施設の整備
担当部局	奈良県土木部河川課
施策の概要	<p>大和川流域の水質改善のため、国土交通省、奈良県、大阪府、流域の関係市町村が連携して「大和川清流ルネッサンスⅡ」計画を策定し、取り組んでいる。同計画に基づく浄化施設等に関する具体的な施策は以下のとおり。</p> <p>大和川流域 ◆薄層流浄化施設の整備 ◆直接浄化施設の整備</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>河川浄化施設等の設置状況(「大和川清流ルネッサンスⅡ」計画で策定された施設。いずれも大和川流域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆三輪川:接触酸化、平成13年度完成 ◆中の橋:接触酸化、平成13年度完成 ◆土庫川上流:接触酸化、平成13年度完成 ◆岡崎川上流:接触酸化、平成13年度完成 ◆土庫川下流:植生浄化+接触酸化、平成20年度完成 ◆岡崎川下流:植生浄化、平成15年度完成 ◆菩提川:導水、平成7年度完成 ◆竜田川:瀬と淵浄化方式、未着手 ◆高田川:瀬と淵浄化方式、未着手
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

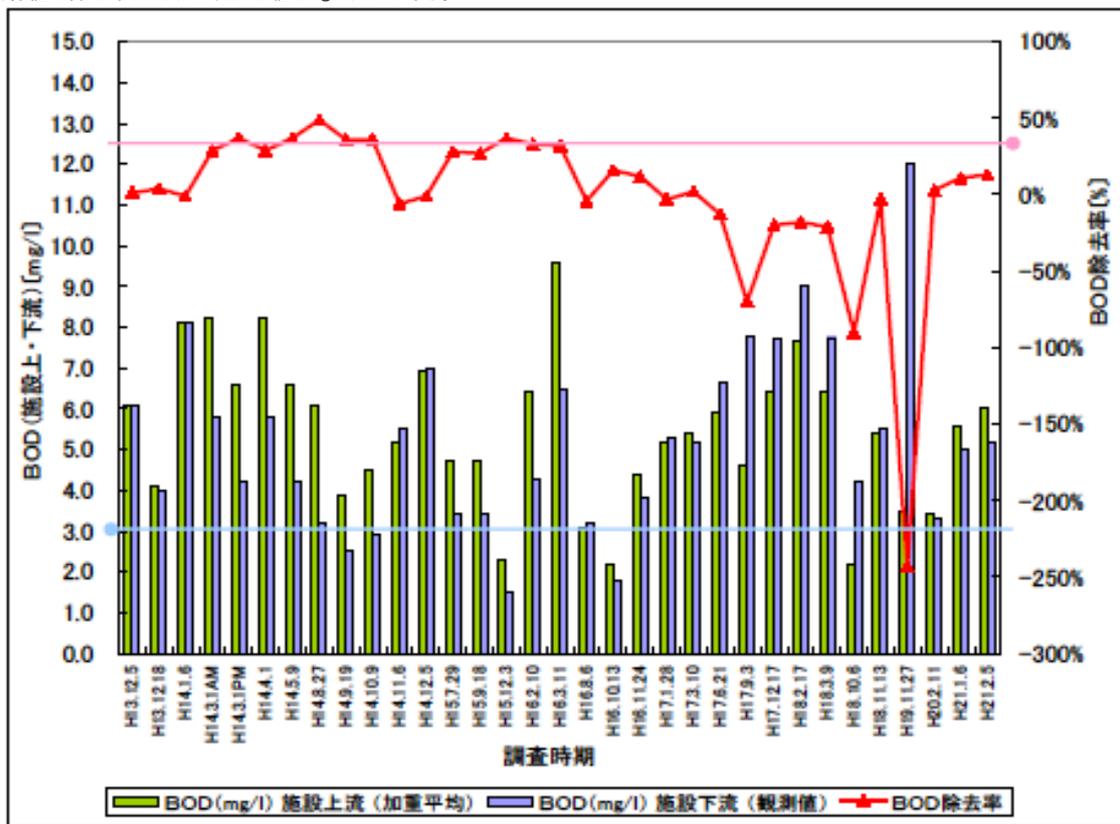
No	42
該当箇所	1. 水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度等の実施 才. 底質汚濁の除去等 7. 健全な水循環機能の維持・回復 (2)陸域 ウ. 河川の水環境対策
該当箇所本文	1(1)才 有機物を含む底泥の堆積は、溶存酸素量低下の一因となるなど、水質改善の支障となっているため、河川及び海域等において、必要に応じ、底泥の除去のためのしゅんせつ、覆砂事業等を行うほか、廃棄物リサイクル品を用いた底質の改善手法を検討する。 7(2)ウ 河川等の水環境を改善するため、必要に応じ、自然環境が有する水質浄化機能の活用を図る。なお、芦田川流域については、「第二期芦田川水環境改善緊急行動計画」に基づき、高屋川の河川浄化施設、瀬戸川の植生浄化施設等により、引き続き、芦田川流域の水環境の改善を推進する。
施策名	河川の直接浄化の取組み
担当部局	広島県土木局

施策の概要

水質の改善を行うことで、良好な水環境の確保(人と水生生物が共生できる望ましい河川環境の創出)を図る。

瀬戸内海関係地域での実施事例

第二期芦田川水環境改善緊急行動計画の取組みの一環として、高屋川の河川浄化施設、植生浄化施設のモニタリング調査及び維持管理を実施し水環境改善に努めている。
瀬戸川の浄化施設は接触酸化方式の水質浄化施設であり、BODの削減を目的に設置されたものである。
目標値は除去率30%以上、BOD値3mg/l以下である。



進捗状況を示すデータ

項目1		単位							
項目2		単位							
項目3		単位							

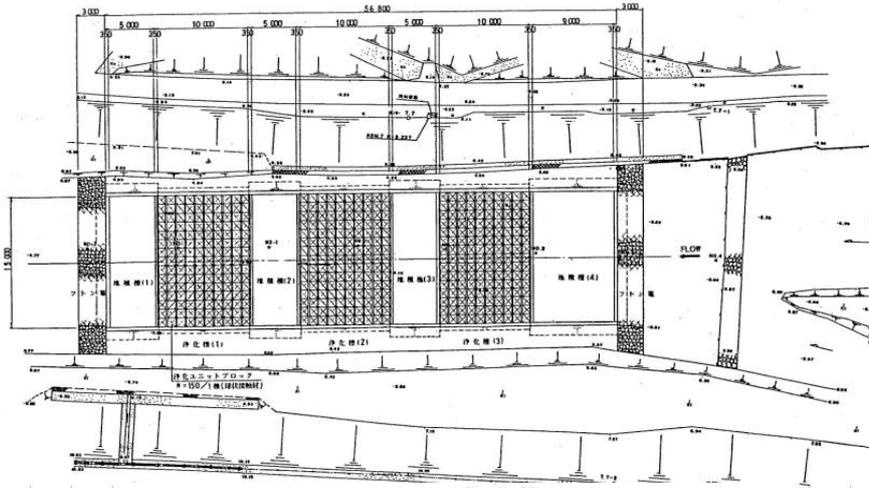


【浄化施設前景】

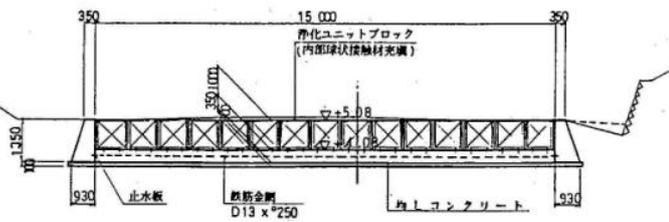


【メンテナンス状況】

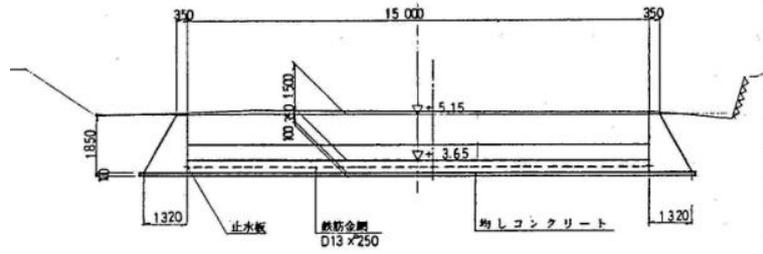
平面図
5-1/200



浄化槽
(NO.1)



堆積槽
(NO.2)



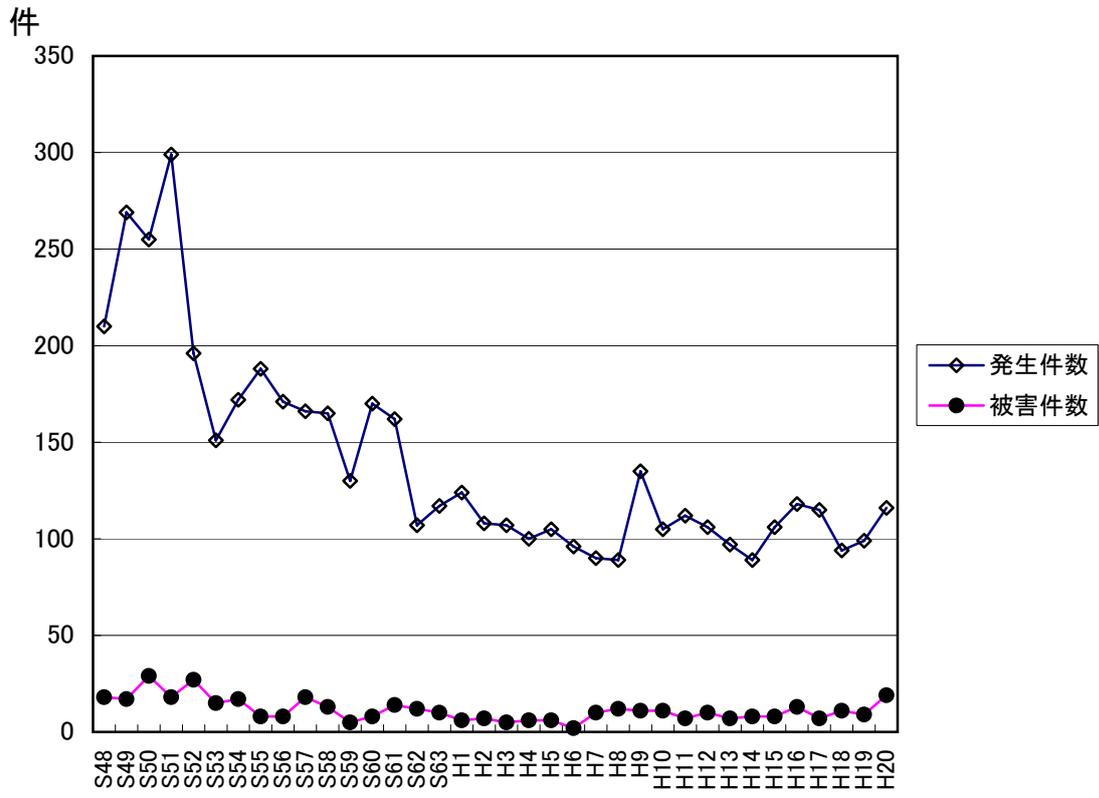
No	45【終了】												
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度等の実施 エ												
該当箇所本文	エ 河川等の直接浄化等を推進するとともに、微生物を用いた水質浄化システムの開発等自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図るものとする。また、底質の改善を推進する。												
施策名	微生物活用生活排水対策事業(～H17)												
担当部局	愛媛県県民環境部環境局環境政策課												
施策の概要	<p>河川における生活排水による水質汚染の改善を図るため、水質浄化モデル地区を選定して、愛媛県工業技術センターで開発した環境浄化微生物を地区住民の協力を得て、家庭の排水口に投入することにより、モデル地区の河川水路の水質改善と住民の環境意識の啓発を図る。</p> <p>なお、住民運動として、継続的に環境浄化微生物の投入を続けていくためには、住民配布、溶液の培養、水質の調査分析など、住民活動の重荷になっている部分も多いことから、これら調査管理費について、事業開始(H15)から3年間に限り補助する。</p> <p>また、微生物を活用した水質浄化システムを普及させるため、設置補助を行う。</p>												
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○環境浄化微生物：調査管理費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：1/2 ・補助限度額：30万円 ・手法：下水道が未整備で、生活排水による汚濁が継続している地域を設定し、愛媛県工業技術センターが開発した環境浄化微生物培養液を、設定地域内の各家庭の台所、トイレ、風呂から投入し、河川や水路の水質の改善や臭気の高減化を図る。 ・対象事業主体：市町村 ・対象経費：施設設置費、試作運搬費、分析費、その他必要な経費 <p>(1)施設整備補助 県内2箇所 15年度 内子町・生名村</p> <p>(2)維持管理費補助 県内3箇所 15年度～17年度 内子町・生名村・新居浜市</p>												
項目1	予算額				単位	千円							
年度	H15	H16	H17										
	2683	937	937										
項目2					単位								
項目3					単位								

No	47
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度等の実施 エ
該当箇所本文	エ 河川等の直接浄化等を推進するとともに、微生物を用いた水質浄化システムの開発等自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図るものとする。また、底質の改善を推進する。
施策名	明神川における水質浄化実証試験
担当部局	愛媛県中予地方局建設部
施策の概要	<p>都市河川である明神川は住宅密集地域を流下し、また河口の防潮水門により流水が滞留するため、水質の汚濁が著しく、流入する堀江海水浴場の水質悪化も懸念されており、県としても定期的に河床のヘドロ除去をするなどしているが、水質改善が困難な状況にある。よって、愛媛大学と共同で、これまで産業廃棄物として処分されてきた河川で伐採・流出した木竹等を木竹炭に加工し、同河川の流水部に敷設することにより、水質浄化の実証試験を行う。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>実証試験 概要</p> <p>(1)試験の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水質の改善 ②公共工事等から発生する産業廃棄物の減量と伐採木竹等の処分費の低減 ③未利用木質バイオマス資源の有効活用等 <p>(2)試験期間</p> <p>平成17年8月から開始し、経過観察を継続中</p> <p>(3)試験方法</p> <p>大型炭化炉で炭化処理した木竹(7.5t)を大型ネット袋(50袋)に封入し、明神川の流水部に敷設(W2.00×L50.00×T0.30)するとともに、市販の浄化資材(バイオコード:アマモタイプ)を比較対象区として設置する。</p> <p>(4)経過観察とデータ収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標生物標本 ・設置資材や河床・流水の変化 ・臭気等数値に表わしにくい事象の変化(近隣住民へのヒアリング調査)
進捗状況を示すデータ	
項目1	(現在計測中) 単位
項目2	単位
項目3	単位

No	48【終了】												
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度等の実施 エ												
該当箇所本文	河川等の直接浄化等を推進するとともに、微生物を用いた水質浄化システムの開発等自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図るものとする。また、底質の改善を推進する。												
施策名	環境技術実証モデル事業(H17～H18)												
担当部局	愛媛県民環境部環境局環境政策課												
施策の概要	<p>湖沼の水質保全に資するため、平成17、18年度において、鹿野川ダム湖において、17年度に選定した実証対象技術について、実証試験を行った。主な試験内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実証対象技術:ジェットストリーマー(榑石井工作研究所) ○実証機器の運転期間:平成17年8月12日～11月11日、平成18年6月19日～10月25日 ○水質調査の期間:平成17年8月10日～12月14日、平成18年6月19日～11月15日 ○実証試験の結果 ①水温:水質目標の「表層と底層の温度差3度以内」をほぼ達成した。 ②DO:水質目標の「環境基準5mg/L以上」をほぼ達成した。 ③pH:水質目標の「環境基準6.5以上8.5未満」をほぼ達成した。 ④プランクトン:運転により、流動性を好むプランクトンが増加した。 <p>この結果、ジェットストリーマーの運転により鹿野川ダム湖がアオコの増殖しにくい生息環境に改善されたことが確認できた。</p>												
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>平成17年度から開始された環境技術実証モデル事業(湖沼等水質浄化技術分野)の本県以外の実施府県(瀬戸内海関係地域)は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成17年度 大阪府、広島県、香川県 ○平成18年度 大阪府 ○平成19年度 大阪府 												
項目1	委託額			単位									千円
年度	H17	H18											
	5826	3380											
項目2				単位									
項目3				単位									

No	50
該当箇所	1. 水質汚濁の防止(1)水質総量規制制度等の実施 エ
該当箇所本文	河川等の直接浄化等を推進するとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。
施策名	河川再生事業
担当部局	大分県土木建築部河川課
施策の概要	河川再生事業は、一次改修が終了し一定の治水安全度を有している河川で市街地の歴史的・文化的な資産の多い地域及び自然環境の優れた地域にある中小河川で、周辺の環境に対し河川環境が著しく劣悪な河川を、本来の川らしい川に再生するため、その地域環境にふさわしい質の高い河川整備を推進し、個性ある地域づくりと豊かな生活環境の創出に資するものである。
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(1) 裏川河川再生事業の概要 裏川沿岸は都市公園及び緑地に指定されており、市民の散策や花見の場所として広く市民に親しまれている。しかしながら現在の状況はパラペット形式の5分護岸で構成されており、親水性に欠け、公園を分断する形になっている。また、水質面でも、維持流量が少なく、かつ感潮区間であるため水が滞留し、汚濁が進行している。 このため、都市内の貴重な水と緑の空間を再活性化し、周辺の県立芸術会館、能楽堂、県立大洲運動公園等々公共施設と直轄河川大分川の堤防道路とをネットワーク化することにより、さらに広く市民の憩いの場として利用されることをねらい実施している。</p> <p>(2) 裏川河川再生事業の水質改善 下水道管理者と調整をしながら進めている。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
項目3	単位

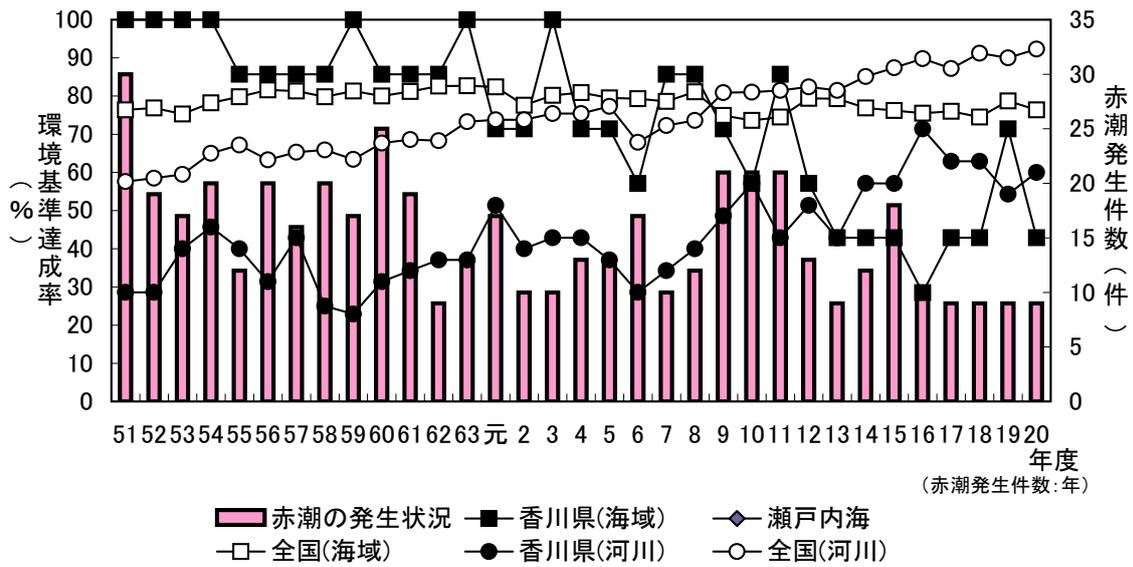
瀬戸内海における赤潮発生状況



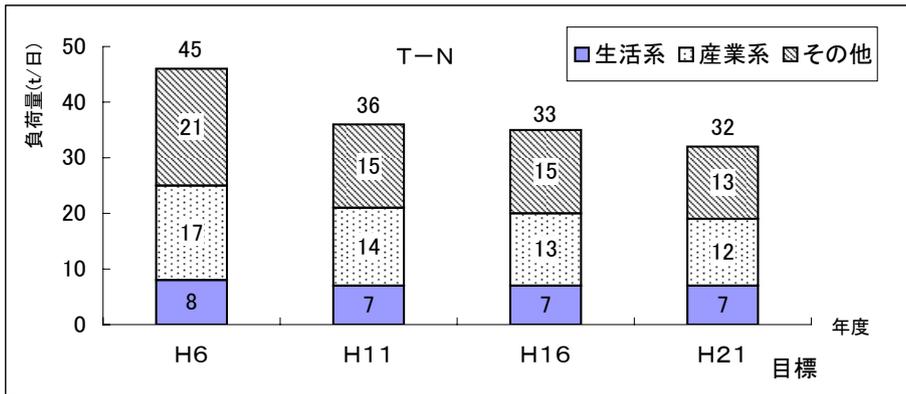
No	52
該当箇所	1(1)カ 赤潮対策
該当箇所本文	赤潮が発生している海域において、栄養塩類の削減対策を推進するとともに、排水処理技術の開発等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、適切な対策の検討を行う。 また、赤潮による漁業被害の未然防止及び被害の軽減のため、「広島県赤潮対策マニュアル」に基づき国、県、漁協等の情報交換による監視通報の体制を強化するほか、漁場環境調査等により海況の把握及び赤潮対策に関する調査研究を推進する。
施策名	総合技術研究所における研究開発
担当部局	広島県企画振興局研究開発部
施策の概要	総合技術研究所水産海洋技術センターにおいて、水産庁からの委託を受け、他の研究機関と連携をとりながら赤潮に関する研究に取り組む。
瀬戸内海関係地域での実施事例	<ul style="list-style-type: none"> ○水産庁プロジェクト研究「ヘテロカプサ赤潮等緊急対策事業」を実施(H11～H14) ○漁場環境保全総合対策委託事業(二枚貝をへい死させる赤潮の被害防止対策)(H19) ○漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業(二枚貝をへい死させる赤潮の被害防止対策)(H20) ○漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業(瀬戸内海西部における有害赤潮等分布拡大防止)(H21)
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	53													
該当箇所	1. 水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度等の実施 才													
該当箇所本文	<p>洗剤中の磷の削減及び使用の適正化に努める。また、富栄養化防止に係る普及啓発を行うとともに、排水処理技術の開発等に関する調査研究を引き続き進める。</p> <p>本県海域においては、平成16年に10件、平成17年に9件、平成18年に9件赤潮が発生しており、このうち平成16年と平成18年に1件ずつ漁業被害が生じている。</p>													
施策名	富栄養化防止対策の取組み													
担当部局	香川県 環境森林部 環境管理課													
施策の概要	<p>洗剤問題については、石けんを含めた分解性の高い洗剤を適切な量で使用すること及び洗剤を含む排水を下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽など生活排水処理施設で処理することが水質保全の観点から重要である。このため、生活排水処理施設の整備を促進し、生活雑排水の未処理放流の解消、磷を含まない石けん等の適量使用の普及啓発に努めるとともに、合成洗剤の人体影響など科学的知見の収集に努め、適切に対応していく。</p> <p>また、赤潮の発生件数、被害状況等を把握し、富栄養化防止に係る各種施策の実施に努めている。</p>													
瀬戸内海関係地域での実施事例														
進捗状況を示すデータ														
項目1										単位	目標			
窒素負荷量の推移				H6	H11	H16				年度	H16	H21		
				45	36	33				t/日	35	32		
項目2										単位	目標			
りん負荷量の推移	S54	S59	H元	H6	H11	H16				年度	H16	H21		
	3.0	2.4	2.3	2.2	2.0	2.0				t/日	2.0	2.0		
項目3										単位	目標			
赤潮発生件数	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20		年度				
	9	12	18	10	9	9	9	9		件				

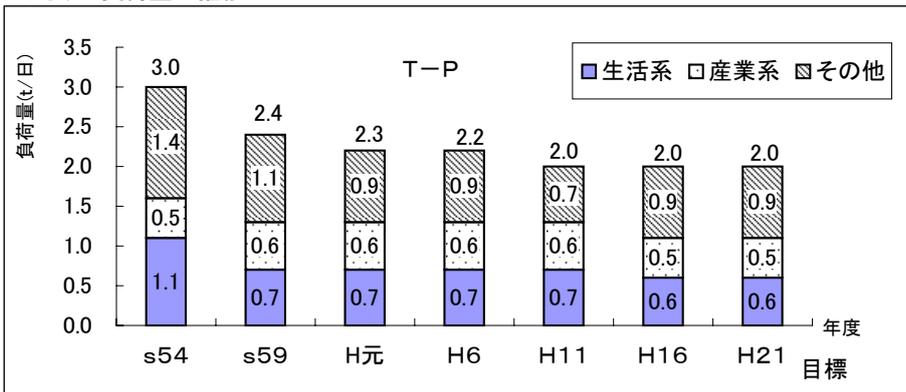
【環境基準(BOD・COD)達成率と赤潮発生件数の経年変化】



香川県における窒素負荷量の推移



香川県におけるりん負荷量の推移



No	56
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度等の実施 カ
該当箇所本文	総合的な富栄養化対策の推進を図るため、窒素及びりん海域における収支挙動及び流入実態調査を行うとともに、汚水処理技術の開発に関する調査研究を推進し、その結果に基づき必要な措置を検討するものとする。 本県の海域における赤潮の発生は、平成18年度に9件発生しており、依然として漁業被害も懸念されているので、被害を未然に防止するため、漁場環境モニタリング調査指導事業により、国、県、漁協等の情報交換に基づく監視通報体制を強化するとともに、赤潮対策に関する調査研究を引き続き推進する。
施策名	漁場環境モニタリング調査指導事業
担当部局	愛媛県農林水産部水産局水産課

施策の概要	愛媛県の沿岸域の水質、底質等の漁場環境をモニタリングすることによって、赤潮等による漁業被害を未然に防止並びに被害軽減を図るものである。
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1 情報交換 赤潮の発生状況や、分布の情報を的確に把握し、これらを迅速に通報する情報伝達体制を構築し、赤潮による被害の未然防止並びに軽減を図る。 ・実施機関：水産庁、水産課、各地方局、水産研究センター、栽培資源研究所、市町、協力25漁協</p> <p>2 モニタリング調査 赤潮等による漁業被害を未然に防止するための水質・底質等漁場環境のモニタリング調査を実施する。 ・水質：燧灘、伊予灘、宇和海 計 42地点 ・底質：燧灘、伊予灘、宇和海 計 3地点 ・貝毒：宇和海</p> <p>3 赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業(国委託事業) (1)広域共同調査 西部瀬戸内海沿海5県が広域共同調査を行い、有害赤潮の分布域拡大状況を情報化する。 ・水質：豊後水道 計 15地点 ・水質：豊後水道 計 15地点 (2)魚類斃死防止技術開発試験 赤潮による魚類斃死を防除するため、抗酸化剤等を用いた餌料試験を行う。</p> <p>4 養殖漁場健全度評価手法開発(国委託事業) 漁場診断用DNAチップを開発し、漁場改善計画の実効性を検証する。</p> <p>5 地球温暖化影響評価手法開発(国委託事業) 自動観測パイと沿岸域の植物プランクトン胴体を組み合わせた地球温暖化の影響評価手法を開発する。</p>
----------------	--

進捗状況を示すデータ												
項目1	予算額(国委託を一部含む)					単位	千円					
年度	H17	H18	H19	H20	H21							
	2,979	3,316	1,680	3,438	14,591							
項目2						単位						
項目3						単位						

No	57
該当箇所	1. 水質汚濁の防止 (1)水質総量規制制度等の実施 カ
該当箇所本文	<p>本県の瀬戸内海における赤潮の発生状況は、ここ数年5件程度で横ばいの傾向にあるが、依然として漁業被害を与える赤潮プランクトンの発生が見られることから、注意が必要である。</p> <p>多種多様で高い生産性のある海域を指し、赤潮プランクトンのモニタリング調査に加え、窒素やリン等の水質調査を行い、併せて県、漁協等の監視通報体制を強化する。さらに赤潮に関する調査研究を推進し、総合的な対策を図る。</p>
施策名	赤潮被害の未然防止
担当部局	福岡県農林水産部水産局水産振興課
施策の概要	プランクトンや海況調査等を行い、赤潮の発生を予測し、赤潮による被害を未然に防止する。
瀬戸内海関係地域での実施事例	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県水産海洋技術センター豊前海研究所が赤潮や貧酸素水塊の発生状況を調査し、その情報を漁協及び漁業関係機関へ提供している。 ・周防灘域において、福岡県水産海洋技術センター豊前海研究所が有害プランクトンであるカレンニア・ミキモトイやヘテロカプサ・サーキュラスカーマ等のモニタリングや海況・水質調査を行った。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	60
該当箇所	1. 水質汚濁の防止 (2)有害化学物質等の規制及び把握等
該当箇所本文	ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、「和歌山県ダイオキシン類常時監視実施計画」を策定し、平成12年から平成16年度までの5年間で計画的に常時監視を実施してきた。引き続き平成17年度から平成21年度までの5年間で、公共用水域の水質及び底質等について県内の実態を把握する。
施策名	ダイオキシン類防止対策
担当部局	和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課
施策の概要	<p>1)ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、「和歌山県ダイオキシン類常時監視実施計画」を策定し、平成17年度から平成21年度までの5年間、大気、公共用水域、地下水及び土壌について県内の状況を調査。</p> <p>2)公共用水域については、健康項目測定環境基準点のうち、水質は河川15地点、海域23地点、計38地点を毎年選定し年1回調査(一部2回)を実施し、底質は河川19地点・海域26地点の計45地点を隔年で年1回(一部年2回)実施している。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>ダイオキシン類常時監視地点における水質の平均値の推移</p> <p>県内の水質の平均値は、平成12年度は、0.32pg-TEQ/Lであったが平成20年度は、0.11pg-TEQ/Lと減少傾向にある。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	公共用水域の平均水質の推移
	単位 pg-TEQ/L
	H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20
	0.32 0.39 0.24 0.22 0.15 0.10 0.11 0.10 0.11
項目2	単位
項目3	単位

No	61【新規】
該当箇所	1.水質汚濁の防止 (2)有害化学物質等の規制及び把握等
該当箇所本文	さらに、ポリ塩化ビフェニルについては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき廃棄物の適正保管を指導し、排出源監視並びに啓発を促進する。
施策名	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正保管及び処理に係る啓発等の促進
担当課室	和歌山県 環境生活部 環境政策局 廃棄物対策課
施策の概要	高濃度のポリ塩化ビフェニル廃棄物について、和歌山県では平成21年度より処理が開始されており、保管事業者に適正処理を促す。また、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル汚染物については、現時点では処理できないため、保管事業者に対し処理開始までは引き続き適正保管するよう指導していく。
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	64
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (3)油等による汚染の防止 ア船舶及び陸上からの油等の排出防止及び廃油処理施設の整備
該当箇所本文	船舶及び陸上からの油等の排出防止のため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年12月制定)」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月制定)」及び「水質汚濁防止法」等の規定に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。
施策名	異常水質時の対応
担当部局	大阪府環境農林水産部 環境管理室事業所指導課
施策の概要	<p>河川等の公共用水域において有害物質や油流出により人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがある場合には危機管理の視点も踏まえつつ、被害の未然・拡大の防止のため必要な措置を実施</p> <p>異常水質時には流域毎に設置された通報連絡体制に基づき、河川管理者や関係機関と連携し対応。特に、上水等の取水地域での異常水質事故については現地調査や発生源対策、原因究明等の迅速な対応に努め、法・条例に基づき必要な事業所指導を行う</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	65
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (3) 油等による汚染の防止 ウ 排出油等防止体制の整備
該当箇所本文	大量の流出油等に対しては、海上災害防止センターの活用を図るほか「大阪湾・播磨灘海域排出油等防除計画(昭和53年3月策定)」に基づき、迅速かつ的確な排出油等の防除のための措置の実施を図るとともに、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会等関係者相互の協力体制の整備に努める。
施策名	大阪湾における大規模油等流出事故等の環境保全にかかる通報連絡体制の整備
担当部局	大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課
施策の概要	「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成18年12月8日閣議決定)に基づき、油等流出事故等発生時に円滑かつ適切な対応がとれるよう、大阪府庁内各機関の役割分担を通常時における準備対応も含めて整理するとともに、関係機関の迅速な情報共有・連携確保を目的として、大阪府、大阪湾沿岸市町等の間の通報連絡体制を整備している。
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	66
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (3) 油等による汚染の防止 エ 環境保全対策の充実
該当箇所本文	脆弱沿岸海域図等の活用により事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方法等の調査検討を進める。また、油等流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、海域、海岸の状況に関する情報の収集、平常時の大気、水質及び底質等の測定データを蓄積する。また、事故への対応を迅速かつ的確に実施するため、府、大阪湾沿岸市町及び関係機関の職員に対し必要に応じて研修、訓練を実施する。
施策名	大阪湾大規模油等流出事故対策研修会の開催
担当部局	大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課
施策の概要	大阪湾において大規模な油等流出事故が発生した際に迅速かつ確かな対応が実施できるよう、大阪湾環境保全協議会(大阪湾沿岸の1府2県17市3町で構成)の取組みの一環として、構成機関職員を対象にした研修を、適宜開催している。
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○「大阪湾大規模油流出事故対策研修会」 日 時: 平成16年9月3日(金) 13:30~16:55 場 所: 大阪赤十字会館 大会議室 参加者: 大阪湾沿岸の府県市町の職員他 約50名 内 容: 講演 ①「油流出事故への対応の背景について」(大阪府) ②「鳥獣保護行政における事前準備と緊急時対応」 (特定非営利活動法人 野生動物救護獣医師協会) ③「油流出事故への対応」 (独立行政法人 海上災害防止センター)</p> <p>日 時: 平成19年2月2日(金) 15:00~16:15 場 所: 国民会館12階 小ホール 参加者: 大阪湾沿岸の府県市町の職員他 約40名 内 容: 講演 油汚染事故への対応 ~油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画~ (独立行政法人 海上災害防止センター)</p> <p>○「大阪府油等流出事故時野生鳥獣救護体制検証会議」(主催:大阪府動物愛護畜産課) 日 時: 平成21年2月13日(金) 14:00~16:00 場 所: さいかくホール 参加者: 大阪湾沿岸の府県市町の職員他 約30名 内 容: 基調講演 「都道府県における油汚染事故対応について」 (特定非営利活動法人 野生動物救護獣医師協会) 検証会議 「大阪湾での油汚染水鳥救護にかかる自治体および関係機関との連携」 (アドバイザー 甲南大学文学部教授)</p>
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	67
該当箇所	1.水質汚濁の防止 (3)油等による汚染の防止 (ア)
該当箇所本文	船及び陸上からの油等の流出防止のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法の規定に基づく規制の徹底と監視強化を図るとともに、公害防止協定等により沿岸企業に設置されている廃油処理施設の適切な運用を図る。
施策名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく規制の徹底と監視強化
担当課室	和歌山県 環境生活部 環境政策局 廃棄物対策課
施策の概要	廃棄物の不法処理、不法投棄等を防止し、生活環境の保全等を図るため、平成13年に和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会を設置し、各関係機関と連携を図るとともに、海上パトロールを年2回実施し、海域での監視を強化している。
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

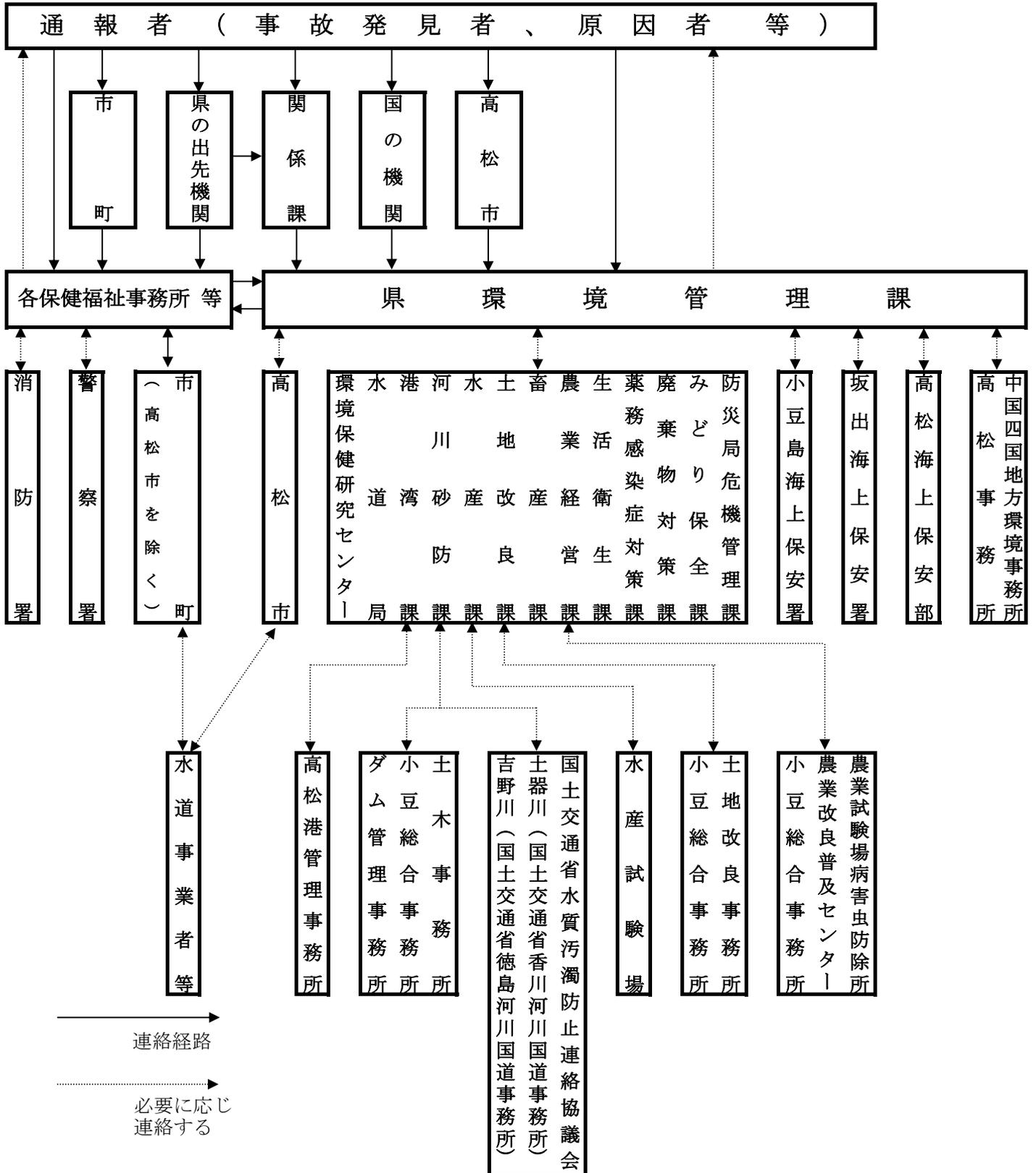
No	70
該当箇所	1. 水質汚濁の防止 (3)油等による汚染の防止 ウ 排出油防除体制の整備
該当箇所本文	<p>排出油の流出拡大を防ぐため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、石油コンビナート等災害防止法に基づく油回収作業船、オイルフェンス、油処理剤等の備え付け義務の徹底を図るとともに、これらの排出油防除資機材の整備に努める。</p> <p>また、排出油を速やかに回収するため、呉港等に整備されている油回収作業船の積極的な活用を図る。</p> <p>さらに、海上災害の発生及びその拡大の防止を図るため、海上災害防止センターの活用を図るほか、大量の排出油に対しては「瀬戸内海東部海域排出油防除計画」、「瀬戸内海中部海域排出油防除計画」等に基づき迅速かつ的確な防除のための措置を講ずるとともに、地区排出油防除協議会等を通じて、関係者相互の協力体制の整備及び防除計画の策定等に努めるものとする。</p> <p>事故が発生した場合には、原因者側の防除作業を指導するとともに、その規模に応じ「広島県水質汚染事故対策要領」等に基づき、関係機関が協力して排出油の防除業務等を実施する。</p>
施策名	排出油防除体制の整備
担当部局	広島県危機管理監
施策の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1) 関係法令に基づく排出油防除資機材等の備え付け等を関係機関へ周知するとともに、各機関の保有状況調査を実施する。 2) 海上災害の発生及びその拡大の防止を図るため、地区排出油防除協議会等を通じて、関係者相互の協力体制の確立に努める。
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	74
該当箇所	第3-1-(3)-ウ
該当箇所本文	排出油等の流出及びその拡大を防ぐため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法に基づく油回収船、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の備付け義務の徹底を図るとともに、これら排出油等防除資機材の整備に努めるほか、「山口県石油コンビナート等防災計画」、「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画(昭和51年10月策定)」、「山口県地域防災計画(昭和37年10月策定)」、「瀬戸内海西部海域排出油等防除計画(昭和53年3月策定)」及び「瀬戸内海中部海域排出油等防除計画(昭和53年3月策定)」に基づき排出油等防除体制の整備確保に努める。
施策名	排出油防除体制の整備
担当部局	山口県総務部防災危機管理課
施策の概要	県をはじめとした関係機関は、関係事業所に対し、関係する防災組織に石油コンビナート等災害防止法等の規定に基づく防災資機材等を備え付け、適切な維持管理を行い、防災に万全を期すよう規制している。
瀬戸内海関係地域での実施事例	関係事業所等が整備基準以上の防災資機材を保有していることを把握しており、加えて、関係機関が保有する防災資機材等の現有数を把握するとともに、発災事業所以外での防災資機材等の応援可能数を把握し、相互に応援可能な体制を整備する等、県内石油コンビナート区域内の防災に万全を期している。 また、油の防除に必要な資機材等の販売業者一覧を作成し、円滑な防災資機材の購入を支援している。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	75
該当箇所	1. 水質汚濁の防止 (3)油等による汚染の防止 ア船舶及び陸上からの油等排出防止等
該当箇所本文	船舶及び陸上からの油等の排出を防止するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法の規定に基づく規制の徹底と監視、取締りの強化を図る。また、坂出市番の州地区に設定されている廃油処理施設の活用により、船舶廃油の適正な処理を図る。
施策名	水質汚濁事故時の連絡措置体制の整備充実
担当部局	香川県 環境森林部 環境管理課
施策の概要	香川県水質異常事故取扱マニュアルを整備し、油の流出を含めた水質異常事故発生時の緊急連絡体制を充実・強化するとともに、関係機関と連携して、原因究明と被害の防止に努めている。
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

別図1

水質異常事故連絡系統



(注意事項)

1. 水路・河川に係る事故については当該区間の管理者に、海域に係る事故についても管理者に通報する。
2. 次に示す事故系統については、特に速やかに通報する。
 - (1) 水道被害が予想されるとき→水道事業者
 - (2) 農業用水の利水障害が予想されるとき→土地改良事務所→土地改良区
→市町→農業協同組合
 - (3) 漁業被害が予想されるとき→水産課→漁業協同組合
3. 連絡先の電話番号等は、時間外も含め、各機関で定めておくものとする。

No	76
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (3) 油等による汚染の防止 イ 事故による海洋汚染の未然防止 ウ 排出油防除体制の整備
該当箇所本文	<p>本県には、重要港湾の高松港、坂出港のほか65の地方港湾がある。石油コンビナート等特別防災区域に坂出市番の州地区が指定されている。</p> <p>イ 事故による海洋汚染の未然防止 事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく規制の徹底と指導、監視の強化を図るとともに、「香川県石油コンビナート等防災計画」並びに香川県及び関係市町の地域防災計画に基づく防災体制の整備を図る。(以下、略)</p> <p>ウ 排出油等防除体制の整備 排出油等を防除するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づくオイルフェンス、薬剤等の備付け義務の徹底を図るとともに海上災害防止センターの活用を図る。(以下、略)</p>
施策名	香川県石油コンビナート等防災計画について
担当部局	香川県 防災局
施策の概要	坂出市番の州地区の特別防災区域に係る災害が、周辺地域に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、石油コンビナート等災害防止法に基づき策定している「香川県石油コンビナート等防災計画」により、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等を定め、万全の防災体制を確立するよう努めている。
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	78
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (3)油等による汚染の防止
該当箇所本文	<p>本県の瀬戸内海区域には、重要港湾の三島川之江港、新居浜港、東予港、今治港、松山港及び宇和島港のほか、47の地方港等がある。石油コンビナート等特別防災区域は、松山地区、新居浜地区、菊間地区及び波方地区の4地区が指定されている。また来島海峡をはじめ本県海峡は、船舶の往来が多く、地形が複雑である。</p> <p>このような状況を踏まえ、下記の施策を講ずることにより、船舶廃油及び船舶の事故等に起因する流出油等による海洋汚染の防止を図るものとする。</p> <p>特に油による汚染については、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」の規定により策定された「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、油等汚染事故に伴う海域環境被害の防止又は回復のための措置が適切に実施できるよう地域の実情に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。</p>
施策名	石油コンビナート等防災対策費
担当部局	愛媛県県民環境部防災局危機管理課

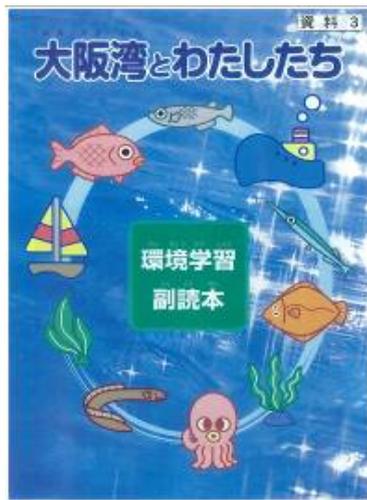
施策の概要	<p>石油コンビナート等災害防止法で定める特別防災区域(新居浜、波方、菊間、松山の4地区)における災害の発生及び拡大の防止を図るため、愛媛県石油コンビナート等防災計画に基づき、防災訓練等を実施する。</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○防災資機材の整備 ・県保有: 泡消火薬剤 140kl、油処理剤 2.76kl、オイルマット 15,505枚、オイルフェンス 4,000m</p> <p>○防災訓練 ・年一回実施(平成21年度は、10月14、15日に波方地区で実施) ・参加機関:県、市、海上保安部、消防本部、陸上自衛隊、共同防災組織等 約200名</p>
----------------	--

進捗状況を示すデータ														
項目1	防災訓練実施状況													
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	
※H17は台風のため中止														
項目2											単位			
項目3											単位			

No	79
該当箇所	1. 水質汚濁の防止 (3) 油等による汚染の防止
該当箇所本文	<p>本県の瀬戸内海区域には、特定重要港湾である北九州港をはじめとして、重要港湾である苅田港及び地方港湾の宇島港がある。</p> <p>石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域として北九州地区及び豊前地区が指定されている。</p> <p>また、当海域の中でも関門海峡は、海上交通の要衝として重要な役割を有し、北九州市の臨海部には重化学工業等が立地していることにかんがみ、船舶事故等に起因する瀬戸内海の油等による汚染の防止を図るため、『1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約』の規定により策定された『油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画』(平成18年12月8日閣議決定)に基づき、油等汚染事件に伴う海域環境被害の防止又は回復のための措置が適切に実施できるよう関係機関相互の協力体制の整備を図り、地域の実情に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。</p> <p>このため、次の施策を講ずるものとする。</p> <p>ア 船舶及び陸上からの油等の排出防止及び廃油処理施設の整備 船舶及び陸上からの油等の排出を防止するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。</p> <p>イ 事故等による海洋汚染の未然防止 事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく規制の徹底と指導、監視の強化を図るとともに、県及び関係市町村の地域防災計画並びに福岡県石油コンビナート等防災計画による防災活動等の適切な運営を促進する。</p> <p>また、船舶衝突事故等による油等流失を防止するため、海上交通安全法及び港則法等に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図るとともに、海上交通の安全のための施設の整備を促進する。</p> <p>ウ 排出油防除体制の整備 排出油等の流出拡大を防ぐため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法に基づくオイルフェンス油吸着材等の備付け義務の徹底を図るとともに、排出油等防除資機材の整備確保に努める。</p> <p>また、排出油を速やかに回収するため、現在北九州港に整備されている油回収船の高度の活用を図っていく。さらに、海上災害の発生及び拡大防止のため海上災害防止センターの活用を図るほか、大量の流出油等に対しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の5の規定による「瀬戸内海西部海域の排出油等防除計画」に基づき、迅速かつ的確な排出油等の防除のための措置の実施を図る。</p> <p>エ 環境保全対策の充実 油流出事故発生時における環境保全対策として、脆弱沿岸海域図の活用により自然環境等に及ぼす被害を最小限にするとともに、事故時の回復状況を評価するため、海域、海岸の自然環境に関する情報の収集及び平常時の水質・底質等の測定データの蓄積に努めるものとする。</p>
施策名	油流出災害対応の強化
担当部局	福岡県総務部消防防災課
施策の概要	<p>1) 事故による海洋汚染を未然に防止するために、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく規制の徹底と指導、監視の強化を図るとともに、県及び関係市町村の地域防災計画並びに福岡県石油コンビナート等防災計画による防災活動等の適切な運営を促進する。</p> <p>2) 排出油等防除体制の整備として、各地区の油災害等対策協議会等を活用して、関係者相互の協力体制を整備し、防除活動等の適切な運営を促進する。</p>
関係瀬戸内海事例	<p>石油コンビナート等災害防止法及び福岡県石油コンビナート等防災計画に基づき、石油コンビナート等特別防災区域において発生するおそれのある災害に対し、県、市及び防災関係機関で総合的な防災訓練を実施し、災害時における応急対策の機能強化を図っている。</p> <p>また、訓練の実施においては九州地方整備局が所管する油回収船「がんにりゅう」の参加を得るとともに、関門・宇部海域排出油等防除協議会と連携することで、関係者相互の協力体制の整備に努めている。</p> <p>(近年の訓練実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度:北九州市小倉北区(東西オイルターミナル北九州油槽所及び周辺海上) ・平成19年度:豊前市(九州電力(株)豊前発電所内及び周辺海上) ・平成20年度:北九州市若松区沖(白島国家石油備蓄基地及び周辺海上)
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

○大阪湾環境学習副読本「大阪湾とわたしたち」

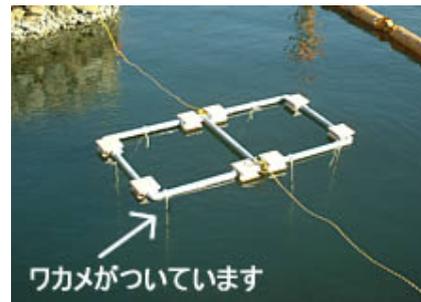


○大阪湾の環境に関する現地見学会(バスツアー)
平成17年11月29日

- 見学先
- ① 尼崎港 (環境修復実験施設)
 - ② 泉南サザンビーチ(アマモ場再生実験)
 - ③ 関西国際空港(藻場造成の取り組み)



石積堤を用いた閉鎖性干潟(尼崎港)



イカダによる海藻育成実験(尼崎港)



アマモ場育成実験の説明(サザンビーチ)



関西国際空港2期工事

(続き:大阪湾の環境に関する現地見学会(バスツアー))

平成18年8月28日

- 見学先 ①御前浜 (浅場での水質改善の取組み)
②成ヶ島 (漂着ゴミの清掃)



御前浜の見学



御前浜水環境再生実証実験



成ヶ島での清掃活動



参加者集合写真(成ヶ島にて)

平成19年8月30日

- 見学先 ①神戸空港 (人工ラグーンの現状)
②大阪湾上 (海洋環境船「Dr.海洋」の作業)
③関西国際空港 (藻場造成地の様子)



人工ラグーンの見学



Dr.海洋の作業見学



グラスボートでの藻場見学(関空)



参加者集合写真(関空にて)

(続き:大阪湾の環境に関する現地見学会(バスツアー))

平成20年9月11日

見学先

- ①とっとパーク小島(関空埋立土砂の積出栈橋を活用した海釣り公園)
- ②大阪府水産技術センター(研究員によるミニセミナー)
- ③関西国際空港(藻場造成地)
- ④きしわだ自然資料館(チリメンモンスター探し体験)



とっとパーク小島の見学



大阪湾に関するミニセミナーの様子



関空の藻場をガラスポートに乗って見学



チリメンモンスター探し

○環境教育教材「大阪湾かるた」



No	82
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (4)その他の措置
該当箇所本文	<p>水質汚濁防止のため、以上の施策のほか、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法の規定に基づく排水規制の適切な運用並びに生活排水対策の計画的推進により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。</p> <p>さらに、他の海域から入り込む魚介類や微生物等が瀬戸内海の特性により、その水質や生態系、漁業資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、これらに対して十分留意するよう努めるものとする。</p>
施策名	水質汚濁監視指導(うち水質汚濁防止法に基づく監視指導)
担当部局	愛媛県県民環境部環境局環境政策課

施策の概要	<p>水質汚濁防止法に基づく特定施設や、公害防止条例に基づく排水施設を設置する特定事業場のうち、排水基準が適用される事業所に対しては、定期的に立入検査を実施し、基準遵守状況の監視を行うとともに、汚水処理施設の維持管理状況や汚濁負荷量の測定状況等を調査し、汚水処理等の技術指導を行っている。</p>
-------	--

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○水質汚濁防止法に基づく工場・事業場の監視指導 全特定事業場に対し 採水:保健所・衛生環境研究所 水質検査:衛生環境研究所 による立入検査を実施し、排水処理指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の健康の保護に関する排水基準(27項目) 全特定事業場に対する立入検査 ・生活環境の保全に関する排水基準(7項目) 排水量50m以上の特定事業場に対する立入検査
----------------	---

進捗状況を示すデータ														
項目1	事業場への延べ立入件数							単位	件数					
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20							
	719	625	629	490	474	426	430							
項目2								単位						
項目3								単位						

No	84
該当箇所	1 水質汚濁の防止 (4)その他の措置
該当箇所本文	水質汚濁防止のため、以上の施策のほか、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法の規定に基づく排水規制の適切な運用並びに生活排水対策の計画的推進により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。 さらに、他の海域から入り込む魚介類や微生物等が瀬戸内海の実態により、その水質や生態系、漁業資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、これらに対して十分留意するよう努めるものとする。
施策名	水質汚濁監視指導(うち公共用水域の水質の常時監視)
担当部署	愛媛県県民環境部環境局環境政策課

施策の概要
 水質汚濁防止法の規定に基づき、愛媛県の区域に属する公共用水域の水質及び底質の測定を行い、水質環境基準の達成維持の状況を確認する。
 ①人の健康の保護に関する環境基準について
 鉱山、工業排水等により汚染の恐れのある水域について調査を行う。
 ②生活環境の保全に関する環境基準について
 水質環境基準の類型指定が完了している水域について調査を行う。

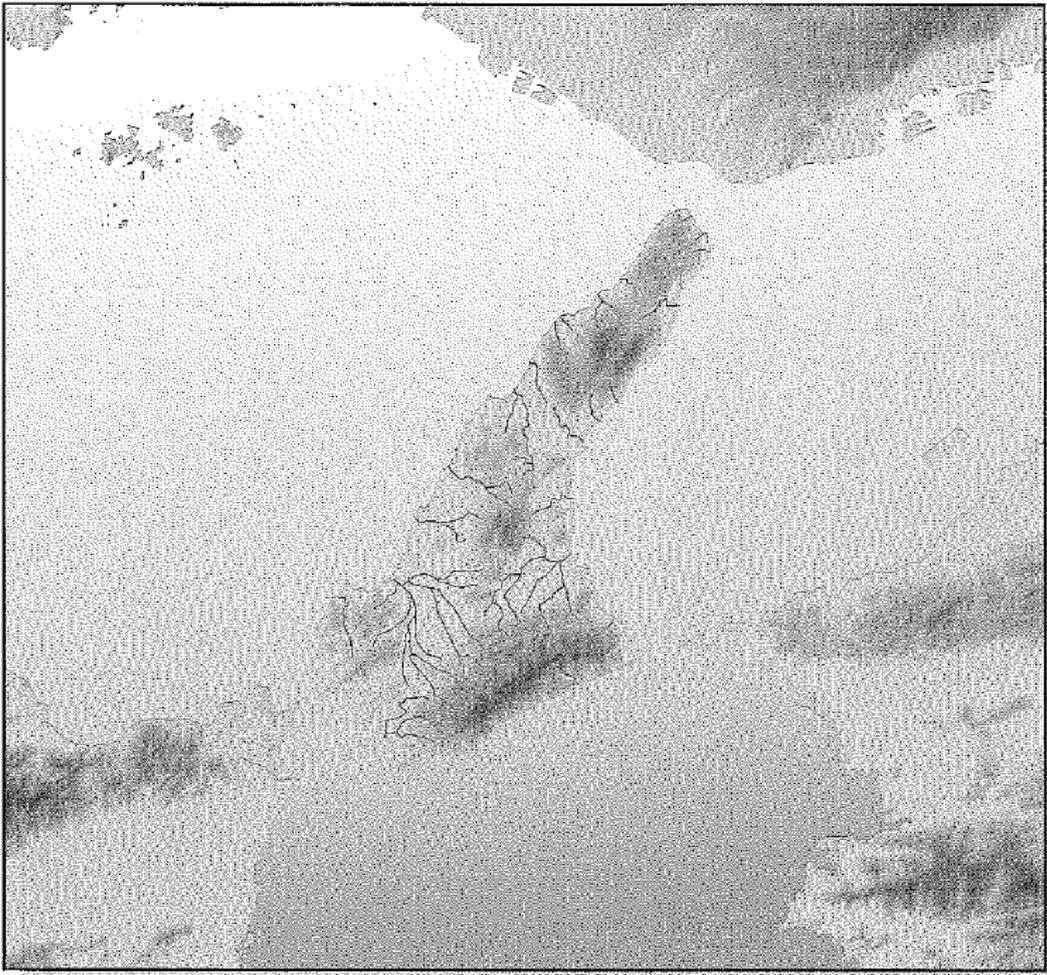
瀬戸内海関係地域での実施事例
 ①人の健康の保護に関する環境基準について(26項目)
 平成21年度 河川 39地点、湖沼 6地点、海域 24地点
 ②生活環境の保全に関する環境基準について(BOD,COD)
 平成21年度 河川 環境基準点 42地点
 湖沼 " 6地点
 海域 " 116地点
 ③環境ホルモン等に関する調査
 平成21年度 河川 1地点、海域 4地点
 ④ダイオキシン類
 平成21年度 河川 7地点、湖沼 2地点、海域 4地点

進捗状況を示すグラフ														
項目1	人の環境の保全に関する基準:達成率						単位	%						
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20								
	100	100	100	100	100	100								
項目2	生活環境の保全に関する環境基準:達成率						単位	%						
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20								
	75	77	82	84	88	88								
項目3	環境ホルモン:測定項目						単位	件数						
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20								
	5	5	5	5	5	4								

No	85
該当箇所	2 自然景観の保全 (1)自然公園等の保全
該当箇所本文	さらに、必要に応じ、これらの区域の見直し等を進め、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保全に努めるものとする。
施策名	緑豊かな地域環境の形成に関する条例の推進
担当部署	兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課
施策の概要	<p>緑豊かな地域環境の形成に関する条例では、事業者が開発行為を行うに際し、森林及び緑地の推進及び優れた景観の形成を図るために必要な措置を講ずることによって、緑豊かな地域環境の形成に努めることを義務づけている。</p> <p>1. 土地利用区域(環境形成区域)の制度 それぞれの場所に応じたふさわしい地域環境を形成していくために、地域を大きく「森を守る区域(1号区域)」、「森を生かす区域(2号区域)」、「さとの区域(3号区域)」、「まちの区域(4号区域)」、「地域の特性に応じた区域(2項区域)」に区分している。また、それぞれの区域毎に開発行為を行う際の基準(許可基準又は地域環境形成基準)を設定している。</p> <p>2. 計画整備地区制度 市町や土地所有者等は、開発や整備を行うべき区域の特性やその周辺環境に応じた質の高い整備のための計画を策定し、県に対してその整備計画の認定を求めることができる。整備計画が地域環境形成基本方針に適合し、知事が緑豊かな環境づくりにふさわしいものとして認定した場合は、環境形成区域の基準とは別に、計画整備地区として住民、事業者、行政などが一体となって、認定された計画を推進していく。</p> <p>3. 開発行為の許可・協議・届出の制度 開発行為をしようとするときは、あらかじめ、森を守る区域(1号区域)では知事の許可を得ることが、森を生かす区域(2号区域)、さとの区域(3号区域)及び地域特性の区域(2項区域)では知事又は市町長と協議を行い環境形成協定を締結することが、また、まちの区域(4号区域)では知事又は市町長への届出が必要である。</p> <p>※詳細は別添パンフのとおり</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>この条例の適用地域の一つである瀬戸内海に面する淡路地域では、緑豊かな環境立島「公園島淡路」の実現のために、計画敷地内の森林保全や植栽計画について、事業者と行政が環境形成区域ごとに定められた地域環境形成基準に基づく協議を行い、協定書を締結、あるいは届出を行った後、開発工事に着手していただくしくみになっている。</p> <p>■おもな基準内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森を守る区域(1号区域) 開発区域の面積の50パーセント以上の森林を保全 優れた景観の構成要素となるべき地形及び植生の保全など ・森を生かす区域(2号区域) 開発区域の面積に応じて30～50パーセント以上の森林を保全など ・さとの区域(3号区域) 開発区域内に現況森林が存在する場合は、現況森林の面積に応じて20～40パーセント以上の森林を保全 開発区域の面積の20パーセント以上の緑地を確保など
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

緑豊かな地域環境づくりをめざして

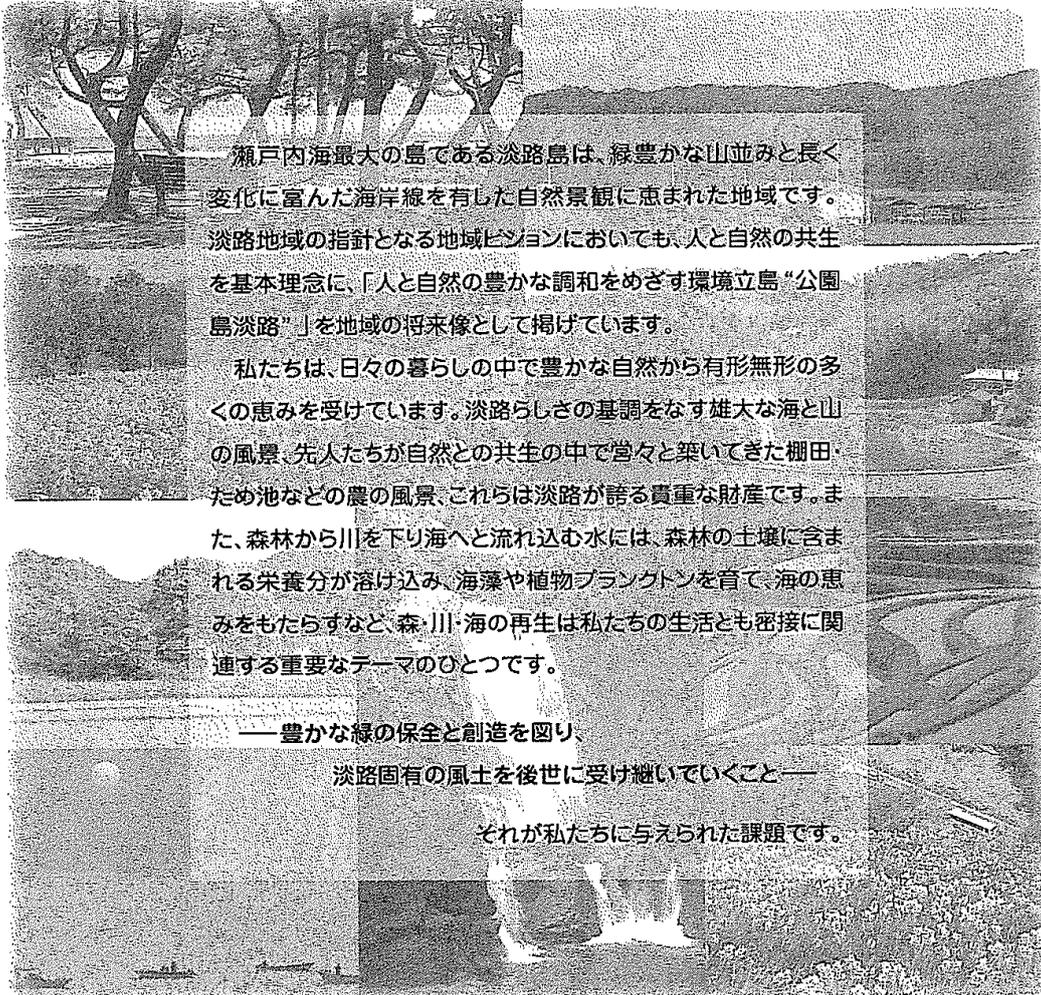
— 緑豊かな地域環境の形成に関する条例 —



平成18年3月
兵庫県淡路県民局



人と自然の豊かな調和をめざす環境立島「公園島淡路」



瀬戸内海最大の島である淡路島は、緑豊かな山並みと長く変化に富んだ海岸線を有した自然景観に恵まれた地域です。淡路地域の指針となる地域ビジョンにおいても、人と自然の共生を基本理念に、「人と自然の豊かな調和をめざす環境立島“公園島淡路”」を地域の将来像として掲げています。

私たちは、日々の暮らしの中で豊かな自然から有形無形の多くの恵みを受けています。淡路らしさの基調をなす雄大な海と山の風景、先人たちが自然との共生の中で営々と築いてきた棚田・ため池などの農の風景、これらは淡路が誇る貴重な財産です。また、森林から川を下り海へと流れ込む水には、森林の土壌に含まれる栄養分が溶け込み、海藻や植物プランクトンを育て、海の恵みをもたらすなど、森・川・海の再生は私たちの生活とも密接に関連する重要なテーマのひとつです。

— 豊かな緑の保全と創造を回り、

淡路固有の風土を後世に受け継いでいくこと —

それが私たちに与えられた課題です。

緑条例の制定経緯

淡路地域では昭和63年に「総合保養地域整備法(リゾート法)」に基づく「淡路島リゾート構想」が策定され、ゴルフ場を含むさまざまなプロジェクトがスタートしました。

こうした中、無秩序な開発が行われ淡路島の良さが損なわれることのないよう、「淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例(淡路条例)」が平成2年3月に施行されました。

その後、平成6年3月に全県条例として「緑豊かな地域環境の形成に関する条例(緑条例)」が制定されたことに伴い、「淡路条例」はこの「緑条例」に移行しました。

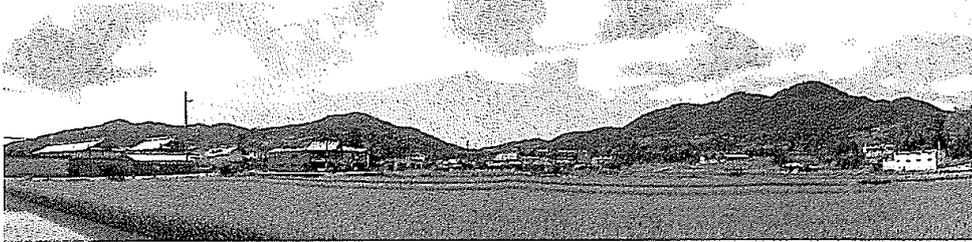
緑豊かな地域環境づくりを進めるための3つの視点

- ① 適正な土地利用の推進
- ② 森林・緑地の保全と緑化の推進
- ③ 優れた景観の形成



県民の方へ

淡路地域は、「島」という地理的性格上、緑豊かな自然が数多く残されています。これに、淡路地域の基幹産業でもある農業によって形成されてきた「農村景観」があいまって、日本の原風景ともいえる素晴らしい景観を残しています。今後は、開発事業者のみならず、住民自らも、これらの景観を守り、育てていく地域づくりを推進していくことが重要であると考えています。



住民による地域づくり

■休耕田を活かした地域づくり■
休耕田に花を植え、美しい景観づくりと村おこしを行っています。



■公園島を目指す花づくり■
沿道で子供と一緒に淡路瓦を使った花壇づくりを行っています。



■白砂青松復活のための植樹活動■
南あわじ市洲崎において緑を取り戻す為に松を植樹しています。



計画整備地区制度について

市町や土地所有者等は、開発や整備を行うべき区域の特性やその周辺環境に応じた質の高い整備のための計画を策定し、県に対してその整備計画の認定を求めることができます。整備計画が地域環境形成基本方針に適合し、知事が緑豊かな淡路島づくりにふさわしいものとして認定した場合は、環境形成区域の基準とは別に、計画整備地区として住民、事業者、行政などが一体となって、認定された計画を推進します。なお、計画整備地区内では開発行為だけでなく、建築物の建築の際にも届出が必要となります。



事業者の方へ

条例第6条では、「事業者は、その事業活動を行うに当たっては、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図るために必要な措置を講ずること」と定めています。守るべき景観は、住民との対話で作りに上げていくものであることから、この条例では森を守る区域を除いて、協議・協定制を採っています。このことを踏まえ、開発を行う際には、その地域の緑の資源を損なうことのないように、周辺景観に配慮した適正な開発を実現してください。



他法令との調整

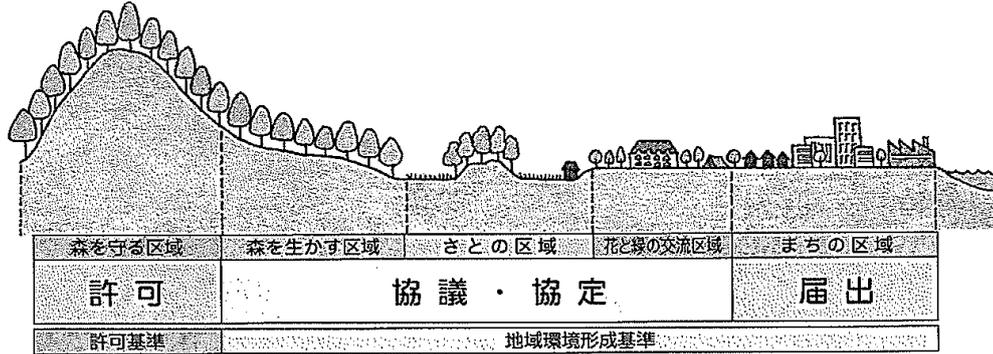
開発行為を行う場合には、緑条例の手続きの他に個別法による手続き等が必要となりますので、関係法令を所管している関係各行政機関と十分調整を図る必要があります。



緑条例のしくみ

この条例では、事業者が開発行為を行うに際し、森林及び緑地の保全、緑化の推進及び優れた景観の形成を図るために必要な措置を講じることによって、緑豊かな地域環境の形成に努めることを義務づけています。

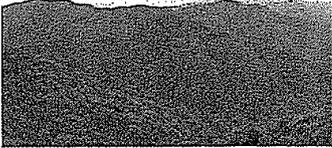
緑豊かな環境立島「公園島淡路」の実現のために、計画敷地内の森林保全や植栽計画について、事業者と行政が環境形成区域ごとに定められた地域環境形成基準に基づく協議を行い、協定書を締結、あるいは届出を行った後、開発工事に着手していただくしくみになっています。



環境形成区域

森を守る区域(第1号区域)

淡路地域の緑地の骨格をなす主要な尾根や“国立公園特別地域”や“淡路八景”など優れた景観構成要素となっている区域



森を生かす区域(第2号区域)

まとまりのある森林の区域のうち、森林地域としての地域環境を形成すべき区域



緑条例では、それぞれの場所に応じたふさわしい地域環境を形成していくために、淡路地域を大きく5つの区域に分けています。

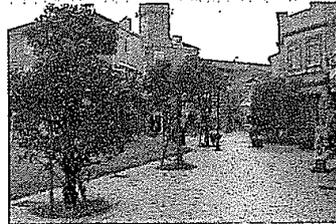
さとの区域(第3号区域)

農地を主体とし、農地に介在する小規模な森林や小集落を含む一体の区域のうち、農業地域としての地域環境を形成すべき区域



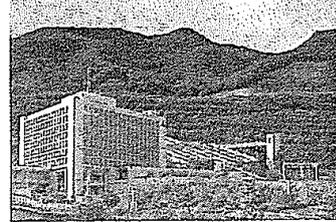
まちの区域(第4号区域)

既に一体の区域として建築物等が相当程度まとまって立地している市街地、大規模な集落地、幹線道路沿道などの区域



花と緑の交流区域(第2項区域)

スポーツ施設、レクリエーション施設、教養文化施設など、花と緑があふれ、人々の交流の拠点となる区域





地域環境形成基準の概要

開発行為の協議などの際のよりどころとなる地域環境形成基準の概要は次のとおりです。

項 目	花と緑の交流区域	森を生かす区域	さとの区域																
開発行為の目的 (開発行為の目的が右に掲げるものに該当していること)	ア リゾートの多様な活動の場の整備に資するもの。ただし、当該区域の環境に与える影響が軽微である場合は、この限りでない。 イ 淡路地域全体からみて計画的なリゾート施設の整備に支障がないもの。	ア 森林地域にふさわしい環境に著しい支障を及ぼすおそれのないもの。 イ 淡路地域全体からみて、森林地域にふさわしい計画的な地域整備に支障がないもの。	ア 農業地域にふさわしい環境に著しい支障を及ぼすおそれのないもの。 イ 淡路地域全体からみて、農業地域にふさわしい計画的な地域整備に支障がないもの。																
優れた景観構成要素の保全	開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、原則として、当該箇所の地形及び植生が保全されていること。 ア 独立峰の頂部、尾根筋の突端部分等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所。 イ 連続した稜線のうち、周辺から遠望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所。 ウ 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所。																		
予定建築物と緑地の配置	(1) 開発区域内の予定建築物と緑地が一体となって調和した景観を形成するよう適切に緑地が配置されていること。特に大規模な予定建築物等にあっては、航路、幹線道路、市街地等からみて相当の緑量を有する緑地がその前面に配置されていること。 (2) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるように宅地の規模及び形状が適切に計画されていること。																		
森林の保全	<p>原則として、次の表に掲げる割合以上の面積の森林が保全されていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">開発区域の面積</th> <th style="width: 70%;">開発区域の面積に対する森林の面積の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>50パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>40パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>30パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、地域の住民の生活環境の改善等に直接的に資する開発行為にあっては、確保されるべき森林の面積の割合は原則として、30パーセント以上とする。</p>		開発区域の面積	開発区域の面積に対する森林の面積の割合	1.0ヘクタール以上	50パーセント	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	40パーセント	0.3ヘクタール未満	30パーセント	<p>開発区域内に現況森林が存在する場合は、原則として、次の表に掲げる割合以上の面積の森林が保全されていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区域内に存在する現況森林の面積</th> <th style="width: 70%;">現況森林の面積に対する森林の面積の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>40パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満</td> <td>30パーセント</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>20パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、地域の住民の生活環境の改善等に直接的に資する開発行為にあっては、確保されるべき森林の面積の割合は原則として、20パーセント以上とする。</p>	区域内に存在する現況森林の面積	現況森林の面積に対する森林の面積の割合	1.0ヘクタール以上	40パーセント	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	30パーセント	0.3ヘクタール未満	20パーセント
開発区域の面積	開発区域の面積に対する森林の面積の割合																		
1.0ヘクタール以上	50パーセント																		
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	40パーセント																		
0.3ヘクタール未満	30パーセント																		
区域内に存在する現況森林の面積	現況森林の面積に対する森林の面積の割合																		
1.0ヘクタール以上	40パーセント																		
0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	30パーセント																		
0.3ヘクタール未満	20パーセント																		
緑地の確保	開発区域の面積に対して、原則として、20パーセント以上の面積の緑地が確保されていること。																		
周辺緑地	開発区域の境界に沿ってその内側には、原則として、右の表に掲げる幅員以上で、周辺からの景観の形成に有効な緑地帯が配置されていること。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">開発区域の面積</th> <th style="width: 50%;">緑地帯の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ヘクタール以上</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上、1.0ヘクタール未満</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>2メートル</td> </tr> </tbody> </table>		開発区域の面積	緑地帯の幅員	1.0ヘクタール以上	4メートル	0.3ヘクタール以上、1.0ヘクタール未満	3メートル	0.3ヘクタール未満	2メートル								
開発区域の面積	緑地帯の幅員																		
1.0ヘクタール以上	4メートル																		
0.3ヘクタール以上、1.0ヘクタール未満	3メートル																		
0.3ヘクタール未満	2メートル																		
主要道路の沿道緑地	開発区域の主要道路の沿道には、景観の形成に有効な緑地が配置されていること。																		
造成法面の緑化修景	開発行為によって生ずることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあっては、原則として、樹木を景観の形成に有効に配した緑化修景が行われていること。																		
擁壁等の緑化修景	開発行為によって生ずることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、前面植栽等の緑化修景が行われていること。																		
駐車場等の緑化修景	駐車場、グラウンド等広い平面を生ずる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に植栽等が施されていること。																		
項 目	まちの区域																		
樹木の植栽等	予定建築物等と樹木が一体となって調和した景観を形成するよう適切な緑化に努めていること。																		
造成法面の緑化修景	開発行為によって生ずることとなる法面については景観の形成に有効な緑化修景に努めていること。																		
擁壁等の緑化修景	大規模な工作物については周辺景観と調和した仕上げ、前面植栽等の緑化修景に努めていること。																		
駐車場等の緑化修景	駐車場等広い平面を生ずる場合は、適切な箇所に植栽を行う等の緑化修景に努めていること。																		

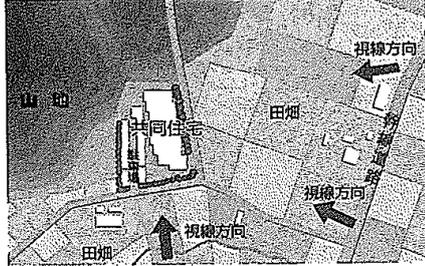
(注) 上記の表は、概要を表していますので、詳細については条例・施行規則等をご覧ください。

地域環境に配慮した緑化修景について

1 大きな視点で捉える (遠景への配慮)

【周辺緑地】

背後が山地の場合は、裏側には特に緑を配置せずに、山の緑を上手に活用して、植栽計画をたてる必要があります。

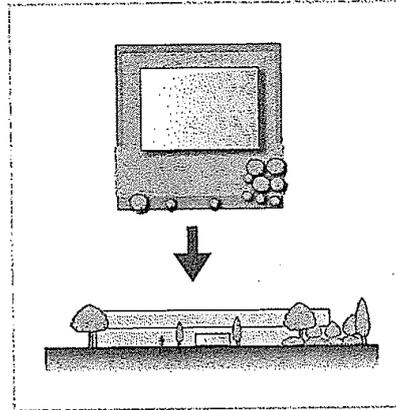


緑化修景のポイントをご紹介します。
詳しくは、「緑化修景の手引き」を
参考にしてください。

2 敷地単位で捉える (近景への配慮)

【効果的な緑の配置】

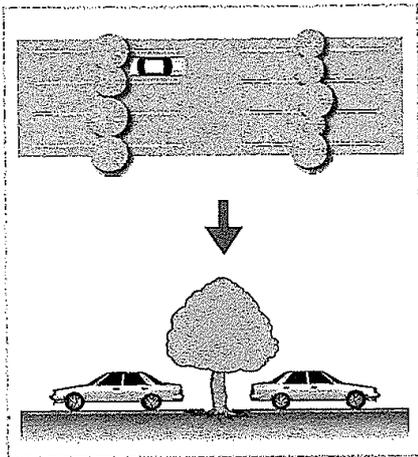
等間隔に植樹を行うより、アクセントをつけて緑を配置する方が有効な場合があります。



3 ティーデルで捉える (細部への配慮)

【駐車場の植栽】

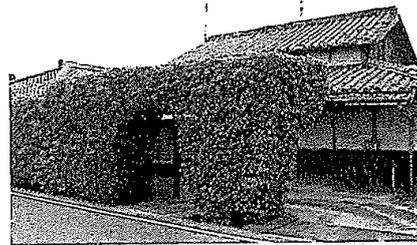
駐車場内での緑地スペースの確保は、路面に芝などを植える以外にも、高木を配置することで容易になります。



4 地域性で捉える (固有の植生への配慮)

【淡路らしさを演出する花と緑の活用】

開発完了後の維持管理を考えた場合には、瀬戸内海の海洋性気候や潮風条件に順応できる樹種を用いた植栽計画をたてることが重要です。例えば、淡路では垣壁(かっぺき)と呼ばれる防風林をよく見受けますが、耐潮性のある「ウバメガシ」が多く用いられています。



開発行為について

主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。ただし、開発面積が1,000㎡(一部500㎡)未満の開発行為、自己の居住する住宅を建築する目的で行う開発行為については緑条例の届出等の規制対象とはなりません。

- ①耐潮性・耐乾性のある景観木
ウバメガシ、クロマツ、タブノキ、ユズリハ、シャリンバイ
- ②耐潮性・耐乾性のある中低木
トベラ、ヒサカギ、ハマナス、ハナネウ、セイヨウキョウチクトウ、コバノランタナ
- ③耐潮性ある花き地被植物
マツバギク、リュウノヒゲ、イワダレソウ
- ④ツル類
スイカツラ、ツルマサキ、ピンカミノール



協議申請 / 届出の手続きについて

開発行為の協議申請、届出の手続きの概要は次のとおりです。なお、許可の対象となる行為については、淡路県民局建築課にお問い合わせください。



協議申請・届出等に必要な図書

協議申請、届出は、開発行為協議書または開発行為届出書に次の書類を添えて、原則として正本1部、副本2部、あわせて3部を提出してください。

図書の種類	明示すべき事項
1 設計説明書	(1) 事業の目的 (2) 環境形成区域の名称 (3) 土地の現況 (4) 土地利用計画 (5) 現況地形 (6) 造成計画(切土及び盛土) (7) 設計に当たって配慮した周辺の主要な展望箇所 (8) 森林及び緑地の配置方針 (9) 予定建築物等の配置方針 (10) 造成法面の緑化修景方針 (11) 擁壁等の緑化修景方針 (12) その他の緑化修景方針
2 位置図	(1) 開発区域の位置 (2) 周辺の土地利用及び地形の状況 (3) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称(縮尺1/10,000以上)
3 現況図	(1) 開発区域の境界 (2) 地形及び土地利用の状況 (3) 現況森林の存する部分及びその主な樹種 (4) 現況植生の状況(縮尺1/2,500以上)
4 土地利用計画図	(1) 開発区域の境界 (2) 予定建築物等の敷地の形状及び規模 (3) 敷地に係る予定建築物等の用途、配置及び高さ (4) 公共公益施設の位置及び形状 (5) 開発区域内に保全される森林及び緑地並びに新たに設けられる森林及び緑地の位置、形状及び面積 (6) 新たに設けられる森林、緑地その他の土地に係る植栽計画(植栽計画には、植栽樹種、植栽密度等を明示すること。)(縮尺1/1,000以上)
5 現況カラー写真	開発区域及びその周辺の状況(近景及び遠景の写真を添付すること。)

— 緑豊かな地域環境の形成に関する条例(抄) —

(目的)

第1条 この条例は、適正な土地利用の推進、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図ることにより、緑豊かな地域環境を形成し、もって自然的環境と調和した潤いのある地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「建築物」とは建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に定める建築物を、「建築」とは同条第13号に規定する建築をいう。

2 この条例において「特定工作物」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項に規定する特定工作物をいう。

3 この条例において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

4 この条例において「森林」とは、樹木又は竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある樹木又は竹並びに樹木又は竹の集団的な生育に供される土地をいう。

5 この条例において「緑地」とは、樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育している土地及び樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育に供される土地のうち、森林以外の土地をいう。

6 この条例において「公共施設」とは、道路、公園その他規則で定める公共の用に供する施設をいう。

(県の責務)

第3条 県は、緑豊かな地域環境の形成に関する基本的かつ総合的施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策を援助し、かつ、その総合調整を図るものとする。

(市町の責務)

第4条 市町は、地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、自ら進んで森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に努めるとともに、県及び市町が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策に協力しなければならない。

(開発行為の許可)

第16条 環境形成区域(第9条第1項第1号に掲げる区域に限る。)内において、開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に

掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 規則で定める規模未満の開発行為
- (2) 自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(協議)

第24条 環境形成区域(第9条第1項第1号及び第4号に掲げる区域を除く。)内において、開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該開発行為の内容について知事に協議しなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 規則で定める規模未満の開発行為
- (2) 自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

2 知事は、前項の規定による協議があったときは、当該協議に係る開発行為の内容が、地域環境形成基準と同等以上の内容となるよう求めるものとする。

(環境形成協定)

第25条 知事と前条第1項の規定による協議をした者は、当該協議が成立したときは、当該協議に係る開発行為について緑豊かな地域環境の形成に関する協定(以下「環境形成協定」という。)を締結するものとする。

2 環境形成協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境形成協定の目的となる開発行為
- (2) 緑豊かな地域環境の形成に関する事項
- (3) 開発行為に関する工事が完了した場合の手続
- (4) 環境形成協定の有効期間
- (5) 環境形成協定に違反した場合の措置
- (6) その他必要な事項

(開発行為の届出)

第27条 環境形成区域(第9条第1項第1号に掲げる区域を除く。)内において、開発行為をしようとする者(当該開発行為について環境形成協定を締結した者を除く。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該開発行為の内容を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 規則で定める規模未満の開発行為
- (2) 自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

お問い合わせ先

兵庫県淡路県民局県土整備部建築課	☎0799-26-3247
洲本市都市整備部都市計画課	☎0799-22-3321
南あわじ市都市整備部都市計画課	☎0799-37-3016
淡路市都市整備部都市計画課	☎0799-64-2533

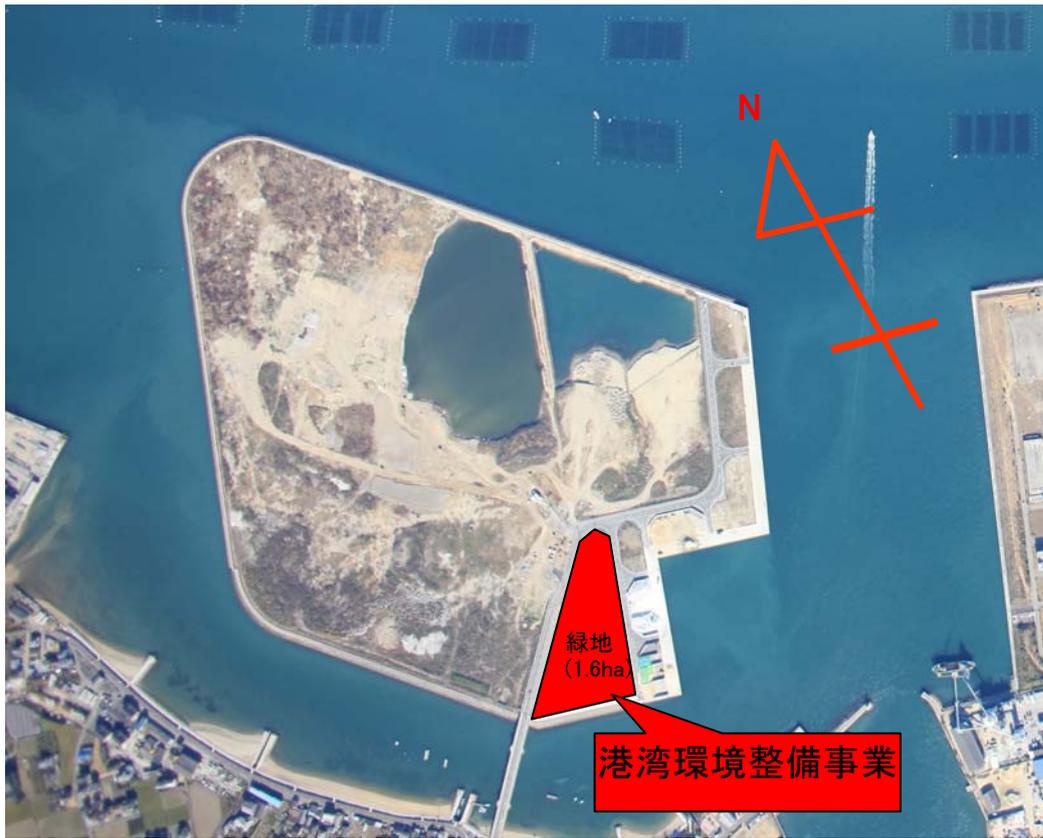
No	88
該当箇所	2 自然景観の保全 (1)自然公園等の保全
該当箇所本文	<p>本県における瀬戸内海の自然景観の核心的地域としては、自然公園法に基づき瀬戸内海国立公園として指定されている小豆島、屋島、五色台、紫雲出山及び塩飽諸島等のほか、香川県立自然公園条例に基づき県立自然公園として指定されている大滝大川県立自然公園、香川県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地域として指定されている藤尾山等及び緑地環境保全地域として指定されている大高見峰等がある。</p> <p>これらの地域については、瀬戸内海の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、関係法令に基づく規制の徹底とみどりの巡視員等による監視、指導の強化に努めるものとする。</p> <p>また、必要に応じ、これらの区域の見直し等を行うことにより、瀬戸内海の優れた自然景観の保全に努めるものとする。</p>
施策名	自然公園等の保全
担当部局	香川県 環境森林部 みどり保全課
施策の概要	<p>(1)規制の徹底について 平成18年度まで自然公園法施行規則等に基づき、許可等を行っていたが、平成19年度からは当該事務を国に返上した。</p> <p>(2)監視、指導の強化について みどりの巡視員等による監視、指導のほか、県が航空監視を行っている。</p> <p>(3)特定民有地買上制度について 特別保護地区又は特別地域のうち、当該地を買上げなければ自然保護の徹底が期しがたい土地を国が買い上げる制度である。(平成16年度まで)</p> <p>(4)国立公園区域等の見直しについて 昭和9年に瀬戸内海国立公園が指定されて以来、数次に亘り区域等の見直しが行われている。直近の見直しは平成11年に行われた。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(1)瀬戸内海国立公園における各種行為に対する許可等の数 H14年度:79件 H15年度:81件 H16年度:54件 H17年度:63件 H18年度:78件</p> <p>(2)監視、指導の強化について H18年度から「みどりの巡視員」制度が導入され、監視、指導体制が強化された。(県内で34人)</p> <p>(3)特定民有地買上制度の活用について 県内では実績なし。</p> <p>(4)国立公園の区域等の見直しについて 現在のところ予定なし。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	89
該当箇所	2. 自然景観の保全 (1)自然公園等の保全
該当箇所本文	本県区域における瀬戸内海の自然景観の核心的地域としては、自然公園法に基づき北九州市和布刈一帯が瀬戸内海国立公園として指定され、また北九州市若屋、脇田海岸等が玄海国定公園、足立山、風師山及び平尾台一帯が北九州国定公園、犬ヶ岳、求菩提山一帯が耶馬日田英彦山国定公園、長井浜、浜宮海岸等が筑豊県立自然公園として指定されている。 これらの地域においては、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないことを主眼として適正に保全されるよう、関係法律に基づく規制の徹底と監視、指導の強化に努めるものとする。 また、これらの自然公園については、必要に応じて公園区域の見直しと公園計画の策定見直しを行い、これらの公園計画に基づいて公園事業等を推進していくものとする。 このほか自然環境が特に優れた地域については、学術調査等を実施し、自然環境保全地域の指定を検討するなど、適正に保全されるよう努めるものとする。
施策名	公園事業等の推進
担当部局	福岡県 環境部 自然環境課 自然公園係
施策の概要	1.耶馬日田英彦山国定公園、公園計画(昭和25年7月29日決定)による利用計画に基づく単独施設地区において、利用施設整備を進める。 2. 自然に優れた北九州国定公園区域内である平尾台の自然環境の保全に努めることとしている。
瀬戸内海関係地域での実施事例	1. 利用施設の整備 平成14年度実施(豊前市求菩提野営場) 道路改良(132m)、ケビン2棟 平成15年度実施(豊前市求菩提野営場) 道路改良(340m)、ケビン1棟、給水電気設備改修 平成16年度実施(豊前市座主坊園地) トイレ1棟、休憩所1棟、その他造園工事 2. 平尾台地区の自然環境の保全 平尾台広谷湿原の自然環境の保全を図るために、平成15年度～平成17年度の3ヶ年間モニタリング調査を実施した。今後は、自然環境の保全に関し、検討することとしている。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	92
該当箇所	2.自然環境の保全 (2)緑地等の保全 (7)良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地の確保
該当箇所本文	良好な自然環境を有する沿岸地域及び島しょ部における保安林については、保安林制度に基づき、保安林の適正な管理に努め、それ以外の森林については、林地開発許可制度等に基づき適正な利用を確保する。 また、採石法及び砂利採取法に基づく採取計画の許可及び海岸法に基づく許可に際しては、緑地等の保全につき十分配慮するものとする。
施策名	岩石採取認可業務
担当課室	和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課
施策の概要	採石業を行おうとする者の災害防止能力に関する技術、施設等物的な面について、事業着手前において規制を行うため、岩石採取場ごとに採取計画を定めて認可を行う。
瀬戸内海関係地域での実施事例	採取残壁の整形並びに緑化を完全に実施すること又は海への土砂流出による汚濁防止に努める事を条件に採取計画を認可している。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	98
該当箇所	2 自然景観の保全 (2) 緑地等の保全
該当箇所本文	イ 沿岸都市地域における緑地の確保 港湾周辺の緑地を確保するため、徳島小松島港等において港湾環境整備事業(緑地等施設)を積極的に促進するものとする。
施策名	マリンピア沖洲第二期事業
担当部局	徳島県 県土整備部 港湾空港企画課
施策の概要	徳島小松島港(沖洲地区)は、第1期事業として当面緊急性の高い施設を選択し段階施行により実施したため、緑地が少なく(緑地率1%、全国実績値約7%)、マリンピア沖洲内港湾就労者や地域住民のための休憩の場、憩いの場が充分確保されていない状況である。このため、マリンピア沖洲内港湾就労者から緑地の整備について要請が出されており、また、港内における緑地率の向上のためにも、緑地整備を早急に行う必要がある。そして、緑地を整備することにより、埋立地及び周辺地域の環境面の向上を図り、港湾内の就労者や地域住民に対する休憩の場、憩いの場として多目的に利用することのできる緑地を提供する。
瀬戸内海関係地域での実施事例	港湾周辺の緑地等の整備のため、平成17年2月に公有水面埋立免許を取得し、平成17年9月より工事に着手した。また、工事中の周辺環境への影響を考慮し、環境監視を目的としたモニタリングの実施を同時に実施しながら整備を行っている。 平成22年春に供用開始の予定。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位
年度	
項目3	単位
年度	

No	99
該当箇所	2 自然景観の保全 (2) 緑地等の保全 イ 沿岸都市地域における緑地の確保
該当箇所本文	沿岸都市地域における緑地を確保するため、表-1のとおり、高松市、丸亀市における都市公園整備事業及び高松港等3箇所における港湾環境整備事業を積極的に推進するものとする。
施策名	沿岸都市地域における緑地の確保
担当部局	香川県 土木部 港湾課
施策の概要	<p>・高松港(朝日地区)港湾環境整備 1)高松港朝日地区に港湾緑地44,300㎡を整備する。</p> <p>2)本事業では、地区内に多数の業者がいる当地区で、港湾業者のための休息機能を有する緑地を整備するとともに、地域住民も気軽に訪れ、イベント等にも対応できる緑地整備を行う。また、本緑地では、耐震強化岸壁に隣接して整備することにより、災害発生時の防災拠点として避難緑地の機能を果たすものである。これにより、港湾環境の保全、地域生活環境の向上が図られる。</p> <p>事業期間:平成17年度～平成25年度</p> <p>・高松港(香西(西)地区)港湾環境整備 1)高松港香西(西)地区に港湾緑地16,300㎡を整備する</p> <p>2)本事業では、地域住民の交流を図る場所として緑地の整備を行う。子供からお年寄りまで多くの市民が地域・世代間交流を深め、心身の健康維持増進を図る。</p> <p>事業期間:平成21年度～平成22年度</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位



高松港 香西(西)地区

No	104
該当箇所	2 自然景観の保全 (2)緑地等の保全
該当箇所本文	<p>瀬戸内海の島嶼部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。本県の島嶼部及び海岸部の植生は、アカマツ、クロマツ等の針葉樹、シイ、カシ等の照葉樹である。特に、クロマツは白砂青松の景観を呈し、瀬戸内海のシンボリックな存在であるが、松くい虫による被害のため減少してきている。また、各種開発により自然緑地も減少してきている。</p> <p>このため、新しい愛媛県林政計画(平成12年6月28日策定)に基づき、森林づくりを推進するとともに、現状の緑を極力維持し、かつ積極的にこれを育てるため、次のような施策を推進するものとする。</p>
施策名	新しい愛媛県林政計画(平成12年6月28日策定)
担当部局	愛媛県農林水産部森林局森林整備課
施策の概要	<p>森林の整備を進めるうえで、重視する視点を「水土保全」、「森林と人との共生」、「資源の循環利用」とし、それぞれの目的に応じて、森林の持つ多様な機能が十分に発揮されるよう、条件に応じた人工林の質的転換を図るなど、めぐみ豊かな「えひめの森林」を創造することとする。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>○公益的機能の高度発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適な森林環境及び森林景観を保全、創出するため、病虫害に対して抵抗力の強い樹種の植栽などを図ることにより、森林構成の多様化を推進。 ・松枯れ跡地への植栽は、適地適木を基本に樹種を選定し、更新する場合にあつては、抵抗性のある苗木の使用を推進するとともに、その供給体制を整備。 <p>○松林保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林害虫防除員などによる森林の適切な保管理体制の整備を行い、森林被害の未然防止に努めるとともに、地域主体の早期防除体制を強化し、予防措置を積極的に講じ、被害の拡大防止に努める。
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

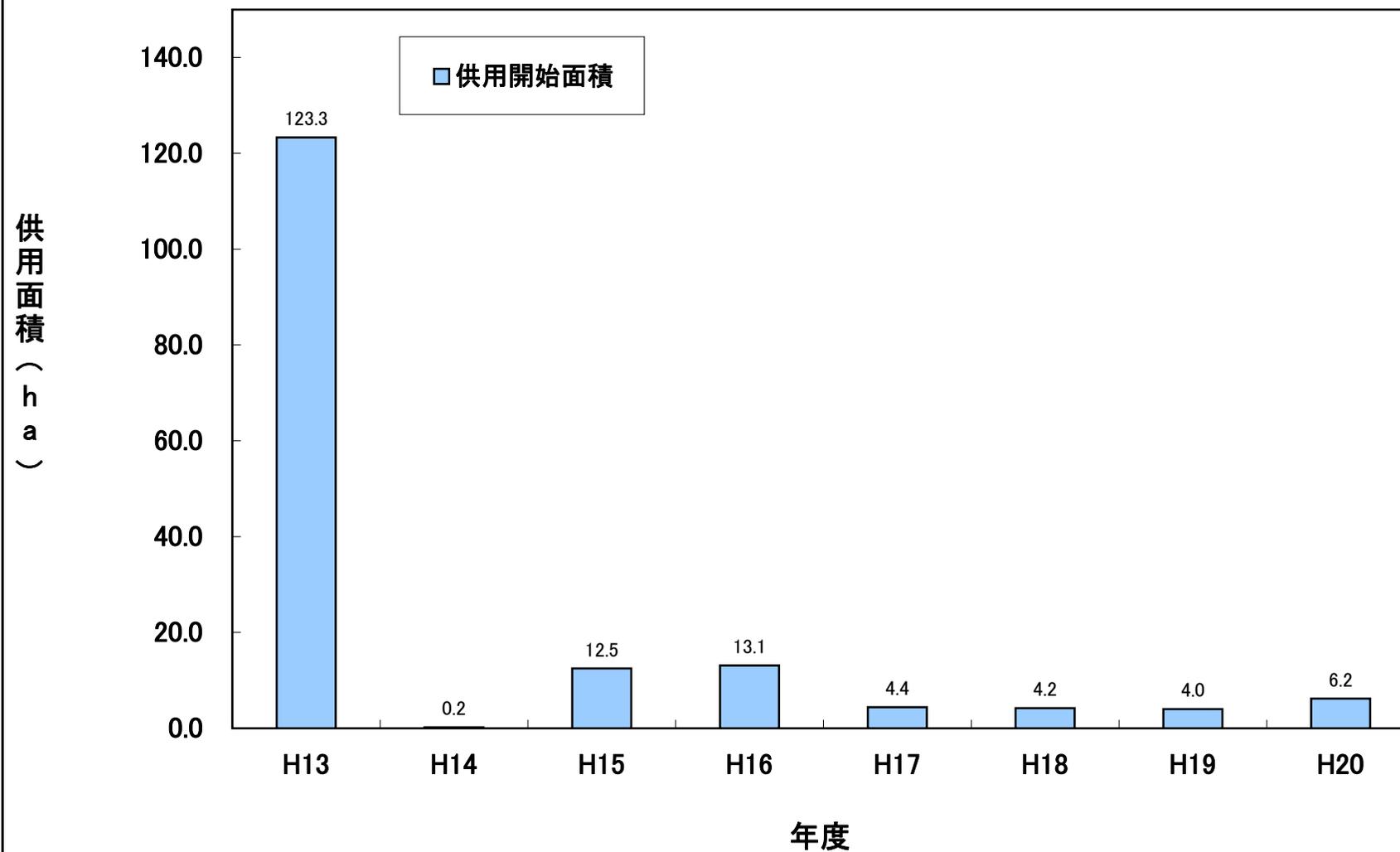
No	105
該当箇所	2. 自然景観の保全 (2) 緑地等の保全
該当箇所本文	<p>イ 沿岸都市地域における緑地の確保 沿岸都市地域における緑地を確保するため、北九州市のほか5市町における都市公園整備事業、北九州港及び苅田港等における港湾環境施設(緑地等施設)整備事業等を進めるとともに、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区(平成20年度末現在17か所83ha指定済み。)及び都市計画法に基づく風致地区(同現在15か所12,871ha指定済み。)における規制の徹底を図るものとする。</p> <p>また、「福岡県広域緑地計画(仮称)」及び「福岡県新緑化構想(仮称)」に基づき都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るものとする。</p> <p>沿岸都市地域における都市公園整備事業実施市町 北九州市 行橋市 豊前市 苅田町 築上町 吉富町 港湾環境施設(緑地等施設)整備事業実施箇所 北九州港:西海岸、日明、八幡、響灘東及び若松地区 苅田港:松山地区 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区 北九州市17地区83.3ha 都市計画法に基づく風致地区 北九州市15地区12,870.7ha</p>
施策名	都市公園整備事業
担当部局	福岡県建築都市部公園街路課
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・都市において緑とオープンスペースを確保し、地球環境問題への対応、地域の防災性の向上、都市の景観性の向上、豊かな地域づくりへの対応等に寄与するため、都市公園の整備を進める。 ・都市公園の整備及び都市における緑地の保全について、社会資本整備重点計画に位置づけられており、目標指標として「都市域における水と緑の公的空間確保量13㎡/人(H19)→14㎡/人(H24)」とされている。
瀬戸内海関係地域での実施事例	・北九州市において、緑とオープンスペースの整備及び保全を図るため、県営中央公園の整備を行っている。
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	107【終了】
該当箇所	2 自然景観の保全 (2)緑地等の保全 ウ 健全な森林の保護育成のための事業等の実施
該当箇所本文	保安林整備事業等の保安施設事業、森林保全事業を促進し、また、森林病虫害防除対策を進め、健全な森林の保護育成に努めるものとする。
施策名	自然公園パートナーシップ事業
担当部局	福岡県 環境部 自然環境課 自然公園係
施策の概要	1. 国定公園及び県立自然公園区域内において、NPO等が実施する植樹などに対し、補助を行う。
瀬戸内海関係地域での実施事例	1. 耶馬日田英彦山国定公園区域内の犬ヶ岳にて、地方公共団体(豊前市)、NPO等の団体による植樹が実施された。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	108
該当箇所	2 自然景観の保全 (2)緑地等の保全 エ 緑地修景措置
該当箇所本文	開発事業の許可等に当たっては、福岡県環境保全に関する条例に基づき自然環境の破壊の防止策及び植樹等による自然の回復策について指導するとともに、都市緑地保全法に基づく緑地協定の締結を進め、緑の修復に努めるものとする。
施策名	福岡県環境保全に関する条例
担当部局	福岡県 環境部 自然環境課 環境影響審査係
施策の概要	1)3ha以上の開発行為に当たっては、事業者が福岡県環境保全に関する条例に基づき自然環境の破壊の防止及び植樹等による自然の回復策について指導を実施している。
瀬戸内海関係地域での実施事例	1)実施事例 ①苅田臨空産業団地 開発行為に伴う届出の手続き時に、福岡県レッドデータブック2001掲載種であるハマサジ(絶滅危惧Ⅱ類)の生育が確認されたため、事業者が福岡県環境保全に関する条例に基づき自然破壊の防止及び植樹等による自然の回復策を指導し、平成17年10月7日に移植が実施された。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	109
該当箇所	2 自然景観の保全 (2) 緑地等の保全
該当箇所本文	<p>良好な自然環境を有する沿岸地域及び島しょにおける林地を確保するため、保安林の整備を進めるとともに、保安制度及び林地開発許可制度により林地の開発に係る規制の適正な運用を図る。また、採石法及び砂利採取法に基づく採取計画の認可及び海岸法に基づく許可に際しては、緑地等の保全について十分配慮するものとする。</p>
施策名	採石法に基づく岩石採取計画の認可
担当部局	福岡県商工部工業保安課
施策の概要	<p>(1)登録制度 岩石の採取に伴う災害を未然に防ぐため、採石業を行おうとする者の資質面を審査するものである。 採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>(2)採取計画の認可制度 災害の未然防止を図るため、さらに認可制度が採用されている。 採石業者の登録を受けた者が実際に岩石の採取を行う際は、岩石採取場の所在地を管轄する都道府県に対し、岩石採取計画の認可申請を行い、認可を受けなければならない。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>採石法に基づく岩石採取計画の認可の際には、隣地の崩壊を防止するため保全区域の設置、また、採取跡地の順次緑化(他用途に活用する計画がある場合等を除く)を指導することにより、緑地の保全に努めている。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
年度	
項目2	単位 基
年度	
項目3	単位 基
年度	

スポーツ公園 供用開始面積



No	112
該当箇所	2 自然環境の保全 (3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全
該当箇所本文	兵庫県文化財保護条例による史跡として輿塚古墳等が、天然記念物として諭鶴羽山のアカガシ群落、沼島のウミウ渡来地等がある。 これら瀬戸内海の自然景観と一体をなしている文化財については、良好な状態で保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底を図るとともに、保存修理、環境整備等の対策を積極的に推進するものとする。
施策名	文化財の保存と活用
担当部局	兵庫県教育委員会事務局文化財室
施策の概要	<p>1) 兵庫県文化財保護条例により、県の区域内に存する記念物のうち、重要なものを兵庫県指定史跡名勝天然記念物として指定し、保護と活用を図っている。</p> <p>2) 指定した史跡名勝天然記念物については、現状変更等について許可制をとり規制をかけるとともに、修理等に際し必要な経費については補助を行い、史跡名勝天然記念物の保全を図っている。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(1) 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定 [史跡] 輿塚古墳 等</p> <p>[名勝] 太山寺成就院庭園 等</p> <p>[天然記念物] 沼島のウミウ渡来地 等</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	史跡名勝天然記念物指定件数(各年4月1日現在) 単位
年度	H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21
	208 210 212 213 215 217 219 220 221
項目2	単位
項目3	単位

対象地域内において県が経費補助を行った文化財保存修理事業

1 広島県指定文化財(経費の1/2を補助)

市町村	種別	文化財の名称及び事業内容	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
福山市	県史跡	相方城跡環境整備	○						
広島市	県天然記念物	新庄の宮の社叢保護増殖	○	○	○		○	○	○
広島市	県天然記念物	馬木八幡の社叢保護増殖		○	○	○	○	○	○
広島市	県天然記念物	馬木八幡の社叢保護増殖(災害復旧)			○				
呉市	県史跡	石泉文庫及塾僧叡之墓保存修理			○				
三原市	県史跡	貞丸古墳保存修理			○		○		
福山市	県史跡	神辺本陣保存修理			○				
加計町	県名勝	吉水園(災害復旧)			○				
廿日市市	県重要文化財	極楽寺本堂保存修理(災害復旧)			○				
呉市	県重要文化財	住吉神社本殿・瑞垣及び門保存修理(災害復旧)			○				
広島市	県天然記念物	長束の蓮華松樹勢回復				○	○	○	○
福山市	県重要文化財	光照寺鐘撞堂保存修理				○	○		
東広島市	県天然記念物	福成寺の巨樹群保護増殖					○		
東広島市	県重要文化財	木造薬師如来坐像保存修理					○		
三原市	県重要文化財	木造日光菩薩立像ほか収蔵施設修理					○		
広島市	県天然記念物	東野のモッコク保護増殖						○	
三原市	県天然記念物	筋原のオガタマノキ保護増殖						○	
庄原市	県天然記念物	上高野山の乳下リイチョウ保護増殖						○	
東広島市	県天然記念物	小奴可の要害桜保護増殖						○	
安芸太田町	県名勝	吉水園保存修理						○	
安芸太田町	県史跡	下筒賀の社倉保存修理						○	
福山市	県重要文化財	神辺本陣保存修理						○	
竹原市	県史跡	頼性清旧宅保存修理						○	
三原市	県重要文化財	紙本着色仏涅槃図保存修理						○	
尾道市	県重要文化財	西國寺仁王門防災施設						○	
呉市	県史跡	大浜の社倉保存修理						○	
呉市	県史跡	若胡子屋跡防災施設						○	
呉市	県史跡	御手洗七卿落遺跡防災施設						○	
呉市	県史跡	石泉文庫及塾・僧叡之墓防災施設						○	
呉市	県史跡	若胡子屋跡保存修理						○	○
福山市	県史跡	備後安国寺保存修理							○
江田島市	県天然記念物	鹿川のソテツ保護増殖							○

2 国指定文化財(国庫補助残の一定割合を補助)

市町村	種別	文化財の名称及び事業内容	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
廿日市市	重要文化財	林家住宅防災設備	○						
尾道市	重要文化財	浄土寺宝庫保存修理	○						
廿日市市	国宝・重要文化財	厳島神社本社幣殿・拝殿保存修理	○						
尾道市	重要文化財	吉原家住宅主屋及び附鎮守社保存修理	○	○	○				
広島市	重要文化財	国前寺本堂保存修理	○	○	○	○	○		
福山市	国宝・重要文化財	明王院防災施設		○					
廿日市市	国宝・重要文化財	厳島神社本社祓殿及び西廻廊保存修理		○	○				
尾道市	重要文化財	吉原家住宅主屋他防災施設			○				
広島市	名勝	縮景園保存修理(災害復旧)			○				
福山市	特別史跡	廉塾ならびに菅茶山旧宅保存修理(災害復旧)			○				
尾道市	重要文化財	天寧寺塔婆保存修理(災害復旧)			○				
尾道市	国宝	向上寺三重塔保存修理(災害復旧)			○				
廿日市市	国宝・重要文化財	厳島神社本社祓殿ほか29棟保存修理(災害復旧)			○	○			
尾道市	重要文化財	浄土寺裏門保存修理(災害復旧)			○	○			
福山市	重要文化財	磐台寺観音堂保存修理(災害復旧)			○	○			
尾道市	重要文化財	浄土寺裏門保存修理				○	○		
東広島市	重要文化財	福成寺須弥壇及び厨子防災施設					○		
尾道市	重要文化財	浄土寺露滴庵環境保全					○		
竹原市	伝統的建造物群保存	竹原市竹原地区重伝建保存地区保存修理					○	○	○
呉市	伝統的建造物群保存	呉市豊町御手洗地区重伝建保存地区保存修理					○	○	○
福山市	史跡	朝鮮通信使遺跡頼福禪寺境内保存修理						○	
尾道市	重要文化財	浄土寺方丈ほか5棟保存修理						○	○
尾道市	重要文化財	西國寺金堂・三重塔防災施設						○	
廿日市市	重要文化財	林家住宅主屋・表門保存修理						○	○
廿日市市	重要文化財	厳島神社撰社大元神社本殿保存修理							○
広島市	重要文化財	世界平和記念聖堂防災施設							○

No	114
該当箇所	第3-2-(3)
該当箇所本文	瀬戸内海には多種多様な史跡、名勝、天然記念物等が数多く存在し、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、山口県文化財保護条例(昭和40年条例第10号)に基づき指定され、恒常的な保存が図られている。これらの文化財の景観・環境を保全するため、法または条例に基づいた規制を徹底し、積極的な保護対策を講ずるものとする。 なお、未指定の史跡、名勝、天然記念物等の緊急調査を実施し、重要なものについては新たな指定を行う。
施策名	史跡、名勝、天然記念物等の保全の取組
担当部局	山口県教育庁社会教育・文化財課
施策の概要	<p>1)山口県文化財保護条例に基づき、史跡、名勝、天然記念物等の指定を行う。</p> <p>2)文化財保護法、山口県文化財保護条例に基づき、現状変更等の規制を行い、許容できるものについては文化庁又は山口県教育委員会が許可する。</p> <p>3)史跡、名勝、天然記念物等の保護対策を講ずる。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>(1)史跡、名勝、天然記念物等の指定地で開発をしようとする事業者と事前協議し、必要がある場合は事業内容の変更等を求めた。開発行為の許可申請があったものについては、文化財保護法、山口県文化財保護条例に基づき、許容できるものは、文化庁又は山口県教育委員会が許可を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定天然記念物 峨嵋山樹林 園地整備 ・県指定天然記念物 蓋井島のヒゼンマユミ群落 竹伐採 など <p>(2)特別天然記念物八代のツルおよびその渡来地について、ツルの保護対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八代のツル渡来数回復対策事業(毎年) <p>(3)市町が行う史跡、名勝、天然記念物の保存修理事業等への支援を行っている。(毎年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定史跡 萩往還(三田尻御茶屋)保存修理 ・国指定天然記念物 光のクサフグ産卵地 説明板設置 など
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	115
該当箇所	2 自然景観の保全 (3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全
該当箇所本文	瀬戸内海には自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等が多数存在している。 本県においては、屋島が史跡・天然記念物として、丸亀城跡、高松城跡、塩飽勤番所跡、大坂城石垣石切丁場跡、喜兵衛島製塩遺跡等が史跡として、栗林公園、神懸山(寒霞溪)、琴弾公園等が名勝として、また、宝生院のシンバク、誓願寺のソテツ、皇子神社社叢、円上島の球状ノーライト、絹島および丸亀島、鹿浦越のランプロファイア岩脈等が天然記念物として文化財保護法に基づき指定されている。 これらをできるだけ良好な状態で保護するため、関係法令に基づく規制の徹底を図るとともに、保存修理及び環境整備等の対策を積極的に推進するものとする
施策名	史跡、名勝、天然記念物等の保全
担当部局	香川県 教育委員会 生涯学習・文化財課
施策の概要	<p>1) 国指定文化財については、国庫補助事業により文化財の巡視等の文化財保護管理指導事業を実施している。</p> <p>2) 文化財保護法により史跡、名勝、天然記念物に指定されたもの以外で、重要なものを香川県文化財保護条例により県指定史跡、名勝、天然記念物として指定することができる。</p> <p>3) 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う場合は、香川県教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>4) 町に所在する国指定史跡名勝天然記念物の現状変更のうち、軽微なものは県教育委員会が許可を行う。</p> <p>5) 所有者等が行う保存修理事業について、経費の補助をすることができる。補助率は50パーセント以内である。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>1) 文化財保護管理指導事業は、事業額2,000千円で継続して実施している。</p> <p>2) 県指定史跡名勝天然記念物の数は、平成21年12月末で、史跡32、名勝1、天然記念物29である。</p> <p>3) 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更許可件数は、平成12年度3件、平成14年度1件、平成15年度9件、平成16年度5件、平成17年度3件、平成18年度4件、平成19年度4件、平成20年度4件、平成21年度6件(12月末現在)である。</p> <p>4) 国指定史跡名勝天然記念物の県教育委員会の許可件数は、平成12年度2件、平成14年度1件、平成20年度3件である。</p> <p>5) 所有者等が行う保存修理事業は、平成12年度9件 5,167千円(県費1/2補助、以下同じ)、平成13年度5件 2,390千円、平成14年度7件 3,091千円、平成15年度6件 5,705千円、平成16年度7件 3,345千円、平成17年度9件 2,942千円、平成18年度6件 1,378千円、平成19年度4件 1,547千円、平成20年度4件 875千円、平成21年度832千円(12月末現在)である。</p>
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

No	117
該当箇所	2 自然景観の保全 (3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全
該当箇所本文	(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全 本県の瀬戸内海区域には、文化財保護法に基づき指定されている史跡として御所山古墳等12件、天然記念物として平尾台等7件があり、また福岡県文化財保護条例に基づき指定されている史跡として番塚古墳等13件、天然記念物として白野江のサトザクラ等13件が指定されている。 これら瀬戸内海区域における文化財は、できるだけ良好な状態で保存されるよう関係法令に基づく規制の徹底を図るとともに、保存修理、環境整備等の保護事業を積極的に推進するものとする。
施策名	文化財保護事業の推進
担当部局	福岡県教育庁総務部文化財保護課
施策の概要	<p>1) 史跡、名勝、天然記念物等の保全に関して、県が主体となって実施した施策はないが、地元自治体が発行するこれらの公有化や保存修理等の国庫補助事業には県として継ぎ足し補助や支援を行っている。</p> <p>◎ 史跡等公有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行橋市御所ヶ谷神籠石 H15～H16 ○ 苅田町石塚山古墳 H14 ○ 築城町(築上町)船迫窯跡 H15 ○ 新吉富村(上毛町)大ノ瀬官衙遺跡 H14～H21 <p>◎ 記念物保存修理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 築城町(築上町)船迫窯跡 H14～H16 ○ 豊前市求菩提山 H16～H21 <p>◎ 文化的景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豊前市求菩提地区 H17～H20 文化的景観保存活用計画策定(県の継ぎ足し補助なし) <p>◎ 史跡等保存管理計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豊前市求菩提山 H20～H21 <p>2) 史跡、名勝、天然記念物の保全のために指定を行い、またそれらの保存修理や環境整備等については、上記のように間接的ではありながら積極的に推進してきているところである。</p>
瀬戸内海関係地域での実施事例	上記の概要に示すように、継続的に補助事業を実施している。
進捗状況を示すデータ	
項目1	単位
項目2	単位
項目3	単位

